

令和5年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和5年9月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策推進監	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防次長	谷口哲也君
会計管理者	前嶋典子君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	島田茂君
監査委員事務局長	細谷敦君
資産経営課長	塩畑猛君
資産経営課長補佐	小貫彰君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	鈴木晃君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
資源循環課長	前嶋進君
資源循環課長補佐	友部光治君
環境センター所長	柏崎泉君
社会福祉課長	瀬谷昌巳君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
子ども福祉課長	根本由美君
子ども福祉課長補佐	宮本隆君
健康医療政策課長	山本哲也君
感染症対策室長	佐伯優子君
健康医療政策課長補佐	町田富士子君
保健センター所長	糸屋明子君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	島田耕一君
栗ブランド戦略室長	藤咲篤君

商 工 課 長	小松崎 守 君
商 工 課 長 補 佐	桑 嶋 一 志 君
管 理 課 長	小松崎 宏 君
管 理 課 長 補 佐	鈴 木 行 男 君
水 道 課 長	磯 野 浩 宣 君
水 道 課 長 補 佐	川 松 信 一 君
学 務 課 長	稲 田 和 幸 君
指 導 室 長	持 丸 正 美 君
学 務 課 長 補 佐	仁 平 秀 明 君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

#### 議 事 日 程 第 5 号

令和5年9月13日（水曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は19番大貫千尋君、20番小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

また、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

---

### 議事日程の報告

○議長(大関久義君) 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長(大関久義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番林田美代子君、12番田村泰之君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長(大関久義君) 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一問一答方式及び一括質問・一括答弁方式の2方式から選択し質問願います。また、質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていないかどうかお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださるよう求めます。

それでは最初に、9番田村幸子君の発言を許可いたします。

田村幸子君。

[9番 田村幸子君登壇]

○9番(田村幸子君) 公明党の田村幸子です。議長より許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

本日は、二つ質問させていただきます。一つ目は、大項目1として、学校図書館の充実と子どもの読書活動の推進について、二つ目には、子どもたちの熱中症事故予防対策についてについて質問させていただきます。

子どもたちが本と出会える最も身近な場所は、学校図書館であると思われま

は、学校図書館法により全ての学校に図書館の設置が義務づけられております。学校図書館は、子どもたちが生きていく上で必要な情報獲得能力を身につけるとともに、読書の楽しみを手助けとする重要な役割を担っています。学校図書館にはその専門的職務を担う司書教諭を置くこととされていますが、責任の職員がいない図書館も多く、全国的にですけれども、資料と子どもたちを結びつける人の不在が課題ともなっております。

2020年度読書世論調査によると、1か月に本を1冊も読まない人の割合が現在51.5%に上り、非読者が読者を上回るなど、読書離れに拍車がかかっている現状だそうです。このような現況の中でも、うれしいことに笠間市では、笠間図書館、友部図書館、そして岩間図書館、この三つの図書館が、何と人口規模8万人以下の自治体中、個人貸出し数が93万6,000点で、10年連続貸出し数日本一となっております。本日は、笠間市内の小中学校の学校図書館の充実と子どもの読書活動の推進について伺ってまいります。

それでは、大項目1、学校図書館の充実と子どもの読書活動の推進について。

小項目①学校図書館の役割とは、どのような役割を果たしているのでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) 9番田村議員の御質問にお答えをいたします。

学校図書館につきましては、児童生徒の自由な読書活動、それから読書指導の場としての読書センターの機能、また児童生徒の学習活動の支援や授業の内容を豊かにして理解を深めるための学習センターの機能、そして児童生徒や教職員の情報収集、それから選択・活用能力養うための情報センター機能の三つの機能がございます。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 平成13年法律の第154号、子どもの読書活動の推進に関する法律には、読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないとあります。

市町村の役目としては、読書センターの役目、また学習センターとしての役目、情報センターとしての役目、この三つの役割を担っていくことになると思います。この役割の上で、また一つ一つ伺ってまいりたいと思います。

それでは、小項目②ですが、学校司書の現在の配置数は、笠間市としてはどのようになっていますでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長(小沼公道君) 学校司書の配置数についてお答えをしたいと思います。

本市におきましては、学校司書の配置は行っておりません。その代わり、市内全ての小中義務教育学校に、司書教諭を配置しております。本来、国の規定では12学級以上に配置が基本となっておりますが、本市の場合には12未満の学級数でも、全ての学校に司書教諭を配置しております。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 今現在、国の状況ですけれども、文部科学省の令和2年度学校図書館の現状に関する調査の結果では、学校司書を配置している学校の割合は、小学校で68.8%、中学校では64.1%となっておりますので、そういう意味では司書教諭の全配置ということはすばらしいことだと思います。

ただ、そんな中で、司書教諭の先生方は、ほかの任務もされているのではないかと思います。そのような状況の中で、どのように工夫して学校図書館の運営に携わっているのか、お聞きできたらと思います。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) 司書教諭が業務兼務ということで、教諭に対して業務が過大ではないかという御質問だと思うんですけれども、教諭自体は通常の担任が行っている、司書教諭として行っている部分と、それ以外に学校によっては、いわゆる児童生徒による図書委員会であったり、その子どもたちがそのお手伝いをしたり、PTAの図書委員会の図書委員の皆様がお手伝いをしたり、あとは地域のボランティアの方々が図書館に入って配架をしたり、選書をしたりという、そういうことで賄っております。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) お忙しい中で兼務をしながら、工夫してやっていただいていることが分かりました。

また、司書教諭の先生方は全学校に配置されているということですが、学校司書に関しましては、国としては現在1.3校に対して1名ほどの司書をつけることを理想とされておりますが、このところの考え方とか、現状とかはどのようなんでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) お答えします。

専任で学校図書館の充実に当たるための学校司書の必要性については、十分私も認識をしております。ただ、学校としては、今、学校司書よりも担任の先生を何とか増やしていきたいという考え方、それから非常勤の講師なり授業ができる、そういう先生方を増やしていきたいという考え方に基づいて、司書教諭という形で先生方に併任という形で任しているのが状況です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 現状はよく分かりました。

次の小項目③の質問にも入っていくんですけれども、実は笠間市では、先ほど私が申し

上げました、法律によって子ども読書活動推進計画というのを市町村としては立てなければいけないと思っております、笠間市は令和4年度から令和5年度に向けての第3次笠間市子ども読書活動推進計画というのが立てられていると思います。この計画の中には、保護者であるとか、子どもたちであるとか、また学校の関係の先生方にアンケート調査を行った上で計画を策定されているようでした。

この結果を少し読ませていただく中に、行政に期待されている声も載っております。それは、こういう学校図書館の利用状況と学校の取組に対して、新しい本を十分そろえることができていないこととか、また貸出しとかなどのシステム化ができると管理がしやすいですとか、また、やはり司書教諭の先生は兼務をされている方が多いので、できれば専任の司書の方がいたらいいのではないかなという内容が要望として載っております。

学校の中で、もし難しいのであれば、そういう市立図書館のお力をお借りしたり、そういった取組も当然やっつけらっしゃるとは思いますけれども、何校かにお1人配置をしていただくとか、国としては学校司書に対する予算というものはしっかりと配分をされているようですので、今後もしそういう機会がございましたら、つけていただくことが、本と人をつなぐ大切な役割を担ってくださると思いますので、さらに充実していくのではないかなと私自身は思うんですが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) お答えをします。

議員おっしゃるとおり、学校図書館の充実のためには専任という考え方も、十分私も理解しております。

それを賄うために、議員おっしゃっているとおり、市内の三つの図書館との連携、それから電子図書館の活用、そういうもので、人が介しても介さなくてもできるような、そういう子どもたちに読書の楽しさを味あわせるということを進めていきたいと、そのように考えております。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) よく分かりました。ありがとうございます。それでは、小項目③に移りたいと思います。

小項目③学校図書館の充実で、期待できる効果とはどのような効果でしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) お答えします。

学校図書館の充実で、期待できる効果ということでございますけれども、学校図書館を充実することによりまして、児童生徒の言語能力、いわゆる言葉の能力です、それから情報を活用する能力、そういう育成を支えまして、そして子どもたちがより深い学びにつながるものと考えております。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。なかなか、コロナ禍で図書館の利用とかもここ何年かは規制されている部分もあったのかなと思われませんが、本当に一番身近な場所でもあり、その図書館が充実しているということは、非常にお子さんたちにとっていろいろな勉強につながっていくのかなと思われれます。そういった意味では、今後もさらに充実して行っていただきたいと思います。

今回、私も気になった図書館がありましたので、見学に行かせていただきました。それは、北海道の道央に位置します滝川市という所なんですけど、岩間町と同じよう市庁舎の中に図書館が備わっております。人口は約3万8,000人と笠間市よりはずっと小さな市なんですけれども、年間利用者数は今現在10万人を超えて、ライブラリー・オブ・ザ・イヤー2021のライブラリアンシップ賞という賞を受賞しているということで、気になって日帰りで行ってまいりました。この学校と連携による子どもの読書活動支援事業の一環で、市内9校学校があるそうなんですけれども、その9校にはやはり図書館司書がいらっしゃらないので、この図書館の運営が読書教育を支えているという、そういう重要な役割を担っている、全面的に支えているということでした。

年に4回、学校の体育館で図書館学級文庫というのをやっているようで、そこに毎回2,500冊を並べ、貸出しを行っているそうです。小学生には読書アルバムを配布し、1冊書き終わると100冊読破となり、5冊以上ためると教育長より表彰をされるそうです。今春は、13人が表彰を受けたそうです。

また、大事なことは、小学生には「調べる学習のススメ」というのがありまして、図書館の中でもコンクールなどを行っているようで、このスズメに、図書館の中でどのように調べていくと、自分が調べたい物のしっかりとした調べ物ができるのかという御案内まですぐろくになっておりまして、そしてそういった資料も備わっていて、子どもたちだけではなく大人も挑戦ができるような、そんな仕組みをつくってました。また、教員の先生方には毎年この「図書館活用ガイド」というのを配付しておりまして、これがリテラシー向上への優れた手引書にもなっているようで、昨年は、調べ学習用中心に授業支援で2,900冊を貸し出したそうです。

ただ、この本の購入の予算は、半分はふるさと納税で賄われているぐらいで、500万円以上ずつのそういった予算で賄っていると聞いたときに、すごい地域としっかりと連携をしながら図書館運営をし、また学校ともつながっているんだということを知ることができて、そういう規模も小さな市だったからできたのかもしれないけれども、そういったこともいい例になっているのかなと改めて勉強をさせていただきました。参考になればと思いますので、お話をさせていただきました。

それでは、小項目④に移らせていただきます。子どもの読書活動に関する取組の現状について、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 取組の現状について、本市の現状をお知らせしたいと思います。

先ほど議員から御紹介がありました、令和4年4月策定の第3次笠間市子ども読書活動推進計画に基づきまして、市立図書館による学校図書館に対しての支援として、令和4年度につきましては、延べ5,118冊の図書を市内学校に貸出し実績がございます。

また、年齢に応じた取組として、幼少期については市立図書館で定期的におはなし会や読み聞かせ会が行われております。市内の学校におきましては、県事業のみんなにすすめたい一冊の本推進事業や読書感想文、読書感想画等のコンクールへの積極的な参加、それから読書活動を時間割に組み入れた読書時間の確保、学習用のタブレットやパソコンによる笠間市電子図書館の利用促進に積極的に取り組んでいる状況でございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。笠間市ではブックスタートとして、幼少期に保護者のほう、お母様のほうに赤ちゃんに本のプレゼントがあると思います。読み聞かせの大切さなどもしっかりと保健センターのほうでいろいろ講習とか研修とかをしてくださって、本にまずは触れる、スタートが始まっていくのかなと思われまます。

先ほど申し上げましたアンケート調査の中にも出ていたんですけれども、まず、幼児期でお母さんへのアンケート調査なんですけど、保護者にアンケートを取ったときに、「子どもと一緒に本を見たり読んだりすることはあるか」という調査に対して、幼児期は「よくある」という人は41.5%、「時々ある」という方が50.3%、「あまりない」という方は8.2%でしたが、年齢が上がりにつれて、当然なんですけれども下がってまいります。小学校2年生にしては「よくある」が18%、「時々ある」は50%なんですけれども、小学校4年生になりますと10.2%が「よくある」、そして「時々ある」という方が39.8%、小学校6年生になりますと「よくある」が5.5%、「時々ある」のは25.5%、なかなか家族と一緒に読み聞かせという時間は取れなくなってくるのは当然だと思いますが、だんだんこのようになって、本から離れていっているわけではないと思いますけれども、ちょっと遠ざかっていくお子さんも出てきているのかなというのが、アンケート調査の中から見られてまいります。中学2年生になりますと「よくある」とお答えした人ももちろん1.3%で、「時々ある」方は15.2%ありました。ただ、「あまりない」と答えた方は83.4%ということで、やはり御家庭の中でも本を読む習慣というか、触れる習慣というのはなかなかやはり全体的になくなっていくのが現状なのかなと思ったときに、身近な学校図書館の存在というのは、やはり本を読むということに関して、本に触れるということに関して、いろいろなことを何かあったら調べるということに関して、もちろん今電子書籍もありますし、電子図書館も開設されましたけれども、やはりそういう身近にあるという環境が大事なかなとある意味、思われました。

また、ほかに学校とかでこういった読書に関する取組などがありましたら、教えていただけたらと思います。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) お答えをします。

議員おっしゃるとおり、子どもたちが読書に触れる機会というのはとても重要だと思っています。それはなぜかという、子どもたち自身は一つの命しかなくて、一つの人生しかないんですけれども、本によっては様々な人生があって、いろいろなことに出会えるということで、そういう人生を知る機会、例えば自分が壁に当たったときに、この主人公はこういうふうに乗り越えたということで、そういう勉強になるというよさがあります。

ですから、子どもたちに本のよさを知らせるといのは、本の表紙だけでは分からないので、内容も伝える努力というの十分大事なことだと思います。そういうことで本年度、本市においては、本市で初めてなんです、ビブリオバトルということで、自分がみんなに紹介したい本をいわゆるバトルで言い合うという、そういう機会を設けてやることにしております。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 本を通して、いろいろな方の考え方であるとか、捉え方であるとか、またそういったいろいろな人生にも関わってくるような1冊との出会いなども、人それぞれある人も多くて、また例えばいじめられているときに1冊の本に出会って励まされて、頑張り切ることができたなどの体験を持っている方も、世の中にはたくさんいらっしゃることを私も最近知ることができました。

本当にそういう意味では、学校の中で一つ一つ時代に合った取組をさせていただいているのと同時に、またボランティアの皆様方が、読み聞かせの団体、グループがたくさん笠間市にはあると思います。私も一度、平和教育の一環としてみなみ学園のほうに見学に行かせていただきまして、すばらしい読み聞かせの体験を聞かせていただきました。そういった今ボランティアの方々との関わり合いというのは、各学校あるのでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) お答えします。

それぞれ、特に小学校に多いんですけれども、読み聞かせのボランティアの団体が小学校に入り込んで、いわゆる子どもたちに読書の楽しさとか、読み聞かせ会を行っています。また、2年前から取り組んでいますけれども、「平和の紙芝居」ということで広島原子爆弾のいわゆる被爆者の体験を通した紙芝居であったりとか、本人のお話であったりとか、そういう活動を夏休みに行っております。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 本当に、団体、グループの皆様も努力してお勉強されていて、平和の読み聞かせというか、講話の中でも非常に、笠間市の石が広島の平和の碑に使われているなども本当に皆さんに聞かせていただきまして、改めて笠間すごいんだなという、つ

ながっているんだなということを平和の教育とともに私も学ばせていただいて印象に残っているんですけども、今後もそういう地域の皆様のお力も借りながら、共に成長していけるといいなとうれしく思います。よろしく願いいたします。

それでは、小項目⑤に移りたいと思います。発達段階に応じた各学校への新聞の配備状況についてお伺いしたいんですけども、新聞は世の中の流れや社会の状況を熟知することができますし、また情報活用能力の育成にもなっていくと思われまます。

現在は子ども新聞なども各新聞社で発行されているところもあると思いますけれども、こういった活用も、国としては大事だということを推進をされておりますので、今、小中学校の配備の状況などを教えていただけたらと思います。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) 新聞配備の状況についてお答えをしたいと思います。

小学校、それから義務教育学校の前期課程において11校中、10校が一般紙を配備し、そのうち5校が小学生対象の新聞も配備をしております。また、中学校、それから義務教育学校の後期課程におきましては6校中、4校が一般紙を配備している状況でございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 新聞を配備している公立小学校、中学校の割合が、令和元年度末現在ですけども、載っておりますが、県のみんなですけども、非常に茨城県としては、公立小学校が56.9%、公立中学校が平均56.8%ということで、これをちょっと下回っている状況がある中で、笠間市としてもやはり約半分ぐらいということで捉えてよろしいでしょうか。今後このことに関して、何か新聞を活用しての授業であるとか、そういった学校があれば教えていただけたらと思います。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) 議員御存じのとおり、いわゆる新聞活用の教育というのはNIEの活動の一つとして行っているんですけども、市内の学校では、そのNIEの活用をしている学校、それからもちろん新聞をコピーして、子どもたちに「新聞は社会を見る窓」と言われているので、それを活用して授業を行っている学校等ございます。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) やはり国としても、小学校や中学校にしっかり配備をしていく方向を目標として掲げておりますので、今後は、学校の自由だとは思いますが、ネットとかでも今は電子版もありますから、当然ネットからも新聞は検索することもできますが、特に小学生とかの低学年の方々に対しては見やすくなって子ども目線での内容にならなっているのか、またそれも非常に見やすいのかなと思います。なかなか、おうちで見る機会があるお子さんとないお子さんもいらっしゃるのかなと思いますし、中学生になっていくと、また進学進路などでもこういった活用をしていくことは大事になっていくの

かなと思われまので、今後も新聞のこういった活用の仕方なども広げていかれるのがよろしいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) 議員おっしゃるとおり、先ほど社会を見る窓と申し上げましたとおり、各学校には新聞を置いておく新聞台というのが配備されておりまして、昇降口に置いてあったり、職員室の前に置いてあったりして、子どもたちの目に触れる機会が多いと思います。全ての小中学校が新聞を配備できるような形で、今後投げかけをしていきたいと思っています。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) ありがとうございます。

それでは、小項目⑥に移らせていただきます。笠間市の小学校、中学校図書館の利用状況と各学校の図書標準数と図書蔵書数に対する達成率について、お伺いしたいと思います。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) お答えしたいと思います。

利用状況についてなんですけれども、ほとんどの学校で図書館を利用しているという実態がございます。もちろん貸出し簿もあって、貸し借りの状況があるんですが、ここ3年、コロナの影響で図書館の利用率というのは下がっておりまして、それはなぜかという、一斉に子どもたちが集まる機会を減らすということなので、図書館に配備している本を各学級や廊下に配備して、そこから取り出すという作業のほうが多くなっています。学習の一助としての情報としての取り出し方だと思うんですけれども、そういう状況なので、貸出し簿自体が存在しないというか、活用してなかったという学校があるので、実質幾つというのは御明示することはできません。

それから、蔵書数につきましては、文部科学省が定める学校図書館標準に基づく標準冊数の達成校につきましてお答えをしたいと思うんですけれども、令和5年度現在、小学校では11校中9校、中学校では6校中1校が達成している状況でございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) ありがとうございます。これは、非常に全国的にも課題になっているようです。茨城県としては、大体図書標準というのは、全国の平均は今、小学校が71.2%、中学校が61.1%ということで、高い県は、すごく山梨県とか岐阜県とか高いんですけれども、茨城県は約平均に近い、まだそこまではいってないというのは中学校のほうがちよっと低いのかなと思われま。国で予算が配分されているんですけれども、それは各行政で、自治体で自由に使える予算でもあるので、なかなか図書のほうに回っていかない現状があるようで、本当にまだ56%ぐらいの、全国的には使っている率が低いということが、今回私も調べさせていただいて分かりました。

次の質問に入っていきますけれども、やはり子どもたちが欲しい本であるとか、調査に必要としている本が実際どれだけあるのかなという部分も気になるんですけども、そういったところというのは、例えば子どもたちに調査とか、そういったアンケートとかというのは行われているんでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) お答えします。

選書ということだと思うんですけども、もちろん選書については、子どもたちの希望も調査を取っております。ただ、学校図書館の中で一番今大事だと思っているのは、例えば物語とか小説というのはもう何年たっても変わらないので、その蔵書については増やすことは手だてはないと思うんです。

ただ、情報として統計とかそういうものは日々変わっていきますので、そういうものをやはり情報センターとしての役割をするとすれば、それを配備を変えなくてはいけないという、学校自体そういうところに重きを置いて選書をしているという、そういう状況でございます。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) それを聞いて安心いたしました。やはり全国的にパーセンテージはよくても、実は古い本をずっと抱えていて、新しい情報が新陳代謝されてないという現状が全体的に見たときにあるようですので、そういったところを見ていただいて、やはり子どもたちに新しい情報が入るような、ちゃんとしたその本の入替えをされているということはとても大事なことだと思いますし、これ今後もすごいスピードでいろいろな情報が今は飛び交ってもおりますし、やはり正確な情報が正しくしっかりと入手できるような体制づくりというのは一番要なのかなと思いますので、今後もよろしくお願ひいたします。

それでは次に、小項目⑦に移らせていただきます。今も伺ったんですけども、古い蔵書の廃棄と更新などはどのように進められているのかについてお伺ひしたいんですが、今の回答でよろしかったでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) 学校の図書の廃棄については法律がありまして、学校図書館図書廃棄規準というものに基づいて、順次、学校司書はいないんですけども、司書教諭のほうで子どもたちと一緒に進めているということでございます。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、小項目⑧に移らせていただきます。子どもたちにとって魅力ある学校図書館にするための取組ということで今までも聞いてまいりましたけれども、特にまた、さらにありましたらお願ひしたいと思います。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 取組としましては、先ほど申し上げた子どもたちに対してのアンケート、読みたい本はどんなものがあるかというアンケートに加えまして、新刊本が入ったときには図書コーナーに、例えば季節のものである、今月は、例えばお月見であれば、お月見に関するような内容の、いわゆるポスターを掲示したり、本を掲示したりとか、四季に応じた、いわゆる図書館の運営というか、そういうものを行っているというのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） そういった運営には、例えば図書委員の方とか、子どもたちも関わっているんですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。それはとても大切な取組だと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

それでは今までも出ましたけれども、小項目⑨のところで、デジタル社会に対応した読書環境の整備の推進について、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 前段でお答えしましたけれども、電子図書ということで、市内の図書館との連携ということで、子どもたちのほうのタブレットを活用しながら電子図書の申請を今行っております。特に、児童生徒が利用する割合が、いわゆる笠間市内の電子図書の割合が84.2%というニーズがございますので、今後もこれを活用しながら、子どもたちに電子図書の活用、それから図書館の利用、そういうものを含めて継承していきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） これから主流になっていくのではないかと思いますし、子どもたちも1人1台の端末を今現在利用して、いろいろな教育にもフル活躍しているのではないかと思います。ここでいろいろな本との出会いにつながっていくことも大事だと思いますし、また、本自体に触れることもしっかりと大切にさせていただきながら、こういったこともしっかりと進めていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

今までいろいろと伺ってまいりましたけれども、最後に一番大事なところで、今後なんですが、計画的な学校図書の整備ということで、先ほどの新聞の複数紙配備も含めて充実した図書館司書活動のための適切な予算措置の推進について、目標といいますか、今後、市としてこのようにしていくという方向性とかが見えていましたら、またありましたら教

えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長(大関久義君) 教育長小沼公道君。

○教育長(小沼公道君) 今後の学校図書館の整備についての御質問かと思うんですけれども、魅力ある学校図書館にするということで、学校司書の役割をもう一度見直しながら、ボランティアであったり、それから子どもたちの活動の一助としての役割、そういうものを見直しながらか進めていきたいなど、そのように思っています。

それから先ほど申し上げたとおり、電子図書を利用する子どもたち、市内全体の82.4%が児童と生徒と考えると、今後、電子図書館を活用して子どもたちに、いわゆるタブレットを通じて本を読む機会を増やすということは大事だと思いますので、そういうことを教育委員会としてもバックアップしていきながら整備を進めてまいりたいと思っています。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 多様性の時代でもありますので、いろいろな状況のお子さんお一人お一人が、どこでも本当に見ようと思えば見られるのが電子図書のいいところでもあると思いますので、また時代の流れに合ったこういった仕組みをしっかりと今後も進めていただけたらと思います。

最後に、国の第6次学校図書館図書整備等5か年計画の中に、しっかりと学校図書の標準100%達成とか、それから計画的な図書の更新を実施するとか、新聞も小学生などは2紙、各学校です、中学校は各3紙ということで、目標がございます。また、学校司書も、先ほどお話もしましたけれども、1.3校に1名配備ということで、予算がしっかりと国としてはお出ししているようですので、いただける予算で取れるものは取っていただきながら、充実をしていただけたらありがたいなと思います。本当にこういった図書の活動というのは、非常に大事なことだと思います。特に、読書を通して得られる大きな読解力、集中力、創造力という、こういった全てこの大きな力は、やはり本を読むことによって得られるものだと思いますので、そういうお子さんたちがとても充実した、そういった読書活動になるように、今後もお力添えをしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。大項目1を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、大項目2、子どもたちの熱中症事故予防についてお伺いしたいと思います。

本当に本年は、過去最高の高温状態が今も引き続き続いておりまして、非常に熱中症で搬送される方も昨年以上に増えていると、昨日も伺うことができました。子どもたちの環境はどのように熱中症対策をされているのか、今後もまたこういった異常気象であるとか、そういった熱中症に関してはしっかりと対策をしていくことが大事だと思われましたので、今後そういった声も現場の皆様からもあるので、今回そのような質問させていただきます。

それでは、大項目2、子どもたちの熱中症事故予防対策について。

小項目①ですが、学校での熱中症予防対策はどのように行われていますか。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 9番田村議員の御質問にお答えをいたします。

学校での熱中症予防の対策についてでございますが、具体的な対策として、教室内ではエアコンを使用し、体育館では市内の全ての学校に大型扇風機を配置し、中学校と義務教育学校6校にはスポットクーラーを設置しております。さらに、学校生活全般において、児童生徒たちが活動中には小まめに休憩を取ることや水分補給を行うよう指導しており、体温の上昇を防いでおります。また、学校では活動を安全に行うために、熱中症アラートと手元の計器で測定した暑さ指数の両方を確認し、危険となった場合は活動を取りやめているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 近年、特に昨年から今年にかけては、5月から9月の全国的な救急搬送人数が7万1,029件にも上っておりまして、その中で、熱中症でお亡くなりになる方も、平成30年から令和2年までに1,000人を超えるという状況、また、令和3年では755人の方がお亡くなりになってしまったという、とても残念なこういった現状を伺いまして、実際小学生、中学生の中に熱中症とかになられてしまったというか、搬送されてしまったという方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 熱中症の発生状況についての御質問でございますが、救急搬送された件数になりますが、過去5年間で1件でございます。令和元年度に駅伝の練習中に倒れ、病院に搬送された事例がございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 全国のこの数値からいきますと、笠間市はすばらしい、やはりそういう取組をしていることがうかがえるのかなと思いました。今後、さらにこういった高温の状況が毎年続くとなると、またさらにいろいろな準備とか対策とかもしていかなければいけないと思うんですが、今小まめに水分摂取をすとか、そういった環境の整備が大事になってくるのかなと思ったときに、体育館の今、空調はどのようになっているのでしょうか。全部配備されているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 体育館のクーラーについての御質問でございますが、市内全ての中学校と義務教育学校には、令和3年度にコロナ交付金を活用しましてスポットクーラーを設置してございます。また、小学校でも、一部スポットクーラーを設置している状況でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) スポットクーラーということですが、今それで十分ですか。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) スポットクーラーというのはコロナ交付金を活用したということでありまして、コロナ対策ということで換気です、主に換気を重視した中で冷房もというような形になりますので、全体的な冷房というところの効果というのはなかなか難しい状況ですが、一部分です、そういった一部分的な効果はあったと思います。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 学校の体育館というのは災害のときなども使われると思いますので、できれば一度には無理だと思いますが、一つ一つそういった整備をされていかれるとすごく安心なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 体育館へのエアコンの設置についての御質問だと思いますが、確かに議員おっしゃるように、昨今の気象状況を見ますと、この設置の必要性は高まっているものと認識をしております。各学校の体育館は、やはり学習の場であると同時に、災害時の避難所としても重要な機能がございまして、両方の面から検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) よろしくお願いたします。

それでは、小項目②に移らせていただきます。家庭への熱中症対策と予防のための啓発はどのようにされているのか、伺いたいと思います。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 家庭への熱中症対策と予防のための啓発についてでございますが、市内学校から保護者に対して、保健だよりなどのお知らせを通じまして、家庭においても熱中症の正しい認識を持っていただくよう啓発をしているところでございます。また、保護者宛てメール配信サービスを活用して、熱中症の注意喚起なども行っているところでございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) ありがとうございます。本当に家庭でも、やはり例えば朝御飯をちゃんと食べてくるとか、栄養の偏りが無い食生活をするとか、またそういった水分もしっかり摂取するとか、通気性の高い服装を選ぶとかという、そういった細々なことも非常に大事な事なのかなと思われまますが、そういったチラシとかを通してしっかりと家庭にも啓発をしていただいているんだなと思ひまして、安心をいたしました。

それでは、小項目③に移らせていただきます。登下校の予防対策について、お伺いした

いと思います。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 登下校の予防対策についてでございますが、日差しや暑さから身を守るために、日傘や冷感タオル、ネッククーラー使用の推奨、帽子的着用や体操服での登校などを勧めております。また、置き勉により荷物を少なくする指導も行っております。そのほか、マスクの着用につきましても個人の判断となっておりますが、熱中症対策を優先し、できるだけ外すことを推奨してございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) 登下校の様子とかを見かけるんですけども、やはり登下校に日傘とかを差しているお子さんや、また雨傘のお子さんもいらっしゃるようで、ある埼玉の学校では、小学生ですけども全生徒に日傘の推進をされて、最初は問題というか、危険ではないかとか、いろいろな安全の面での御意見なども保護者の方からあったようですが、雨の日は必ず傘は差していくと思いますので、そういった日傘を、特に帰る時間です、朝の時間はまだそれほど高温ではありませんが、帰る時間が非常に危険な高温の時間帯に下校をされると思いますので、そういった対策であるとか、あとは次の質問にも出てきますけれども、ネッククーラーですか、そういったものが使えれば、随分と違うのではないかなと思われま。

水筒、特に年齢が上になればなるほど大きな水筒を朝しっかりとかけて登校してきますが、あつという間に、水も帰る頃にはなくなってしまうという話を伺っております。本当にそういう暑い中で、時間がかかるお子さんに関してはちょっと心配もありますので、そういった対策とか、また御家庭のことも含めてやっていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

では、最後になりますが、小項目④に移らせていただきます。今もお話をさせていただきましたが、熱中症対策のグッズの導入や、夏場の例えば冷水機の設置導入についての考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

というのは、今年度、日立市では市内の小中学校に41校あるそうですけれども、水道直結式でレバーを押すだけで冷たい水が出る冷水機を83台導入されたと伺いました。それまではペットボトルの水を配っていたそうなんですけれども限度があるということで、暑さの日数がどんどん多くなってしまっているの間に合わないということもありまして、いろいろと考えていただいた結果、5年間のリースで行っていると伺いました。1年間にすると、各1台に対しては本当にそんなに多くのお金をかけずにできる。また、本当に水道は、我が家の水道もそうなんですけれども、外気が暑くなってくるとぬるくなっちゃうんです。お子さんたちも帰り、お水を入れて帰るのは分かっているんですけども、ぬるいのを飲みたくないという感覚もあって、やはり冷たいお水だと体もしっかりと当然冷えて

いきますし、対策にもつながっていくのかなと思いますので、何事も予算がかかることなので安易には言えないんですが、そういう思いで、希望というか、提案というか、そういった考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 熱中症対策のグッズや冷水機の導入についてでございますが、熱中症を防ぐために、学校では様々な工夫を行っております。学校によっては、製氷機やミストシャワー、グリーンカーテンを導入しております。また、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との包括連携により、市内中学校、義務教育学校には自動販売機を設置し、熱中症対策としても活用をしているところでございます。

また、先ほど議員おっしゃいました、冷水機の設置導入については、既に導入した自治体によりますと、児童生徒が冷水器の水道水よりも自分に合った飲料を持参して水筒に補充することが多いため、稼働率が低いという場合もあるというような事例もございます。本市におきましては、家庭との連携により、児童生徒に合った大きさの水筒に飲料を持参することで、いつでもどこでも小まめな水分補給を習慣づけるよう指導してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) そういった調査の結果も聞かせていただきまして、参考になりました。ありがとうございます。

今伺いましたコカ・コーラとの協定で、販売機ですかね、そういうのが設置されたということですが、これは中身はどのようなものが入っていて、買うことが子どもたちはできるようになっているんですか。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 自動販売機の利用についての御質問だと思いますが、市内各中学校、義務教育学校では、令和4年7月からこの自動販売機を設置してございます。そして、利用のルールを設けて運用してございます。各学校ごとにルールは異なりますが、月に大体100本から200本の利用が報告されております。

なお、取り扱っている飲物なんですけど、学校の要望に応じまして、水、お茶、スポーツドリンクとなっております。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村幸子君。

○9番(田村幸子君) こういったことは多分、中学校ですよ。中学校に設置ということをお伺いしていますが、やはり中学生だとそういったお金の管理などもスムーズだと思うので、小学校にまではそういった設備というのはなかなか難しいのかなというの思います。今後もとにかく対策が一番大事だと思いますし、1人でもこの安心安全で生活をしていけ

るような、学校生活になっていくことが一番だと思いますので、またいろいろと検討していただきながら、必要なことはしっかりと進めていただけたらと思います。

本日は、以上をもちまして私の質問を終わりにさせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長(大関久義君) 9番田村幸子君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時10分再開

○議長(大関久義君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、12番田村泰之君の発言を許可いたします。

田村泰之君。

[12番 田村泰之君登壇]

○12番(田村泰之君) 議席番号12番市政会の田村泰之でございます。

大項目1、栗の収穫について、大項目2、笠間市立小中学校・義務教育学校の適正規模、適正配置計画について、大項目3、プラスチックごみ問題についての3本立て、一問一答方式で質問させていただきます。

それでは、大項目1、栗の収穫についてでございます。

笠間市は日本一の栗産地として知られるようになり、新聞やテレビなどマスメディアにも取り上げられて、多くの方々が笠間の栗を求めて訪れてくださることは、大変喜ばしいことです。今年は例年にない猛暑が長い期間続き、雨も局所的なものはあるもののまとまった雨が少なく、農作物の生育に悪い影響が現れないか、危惧されるところです。幸いなことに、市内の栗畑を見ますと、立派ないがをつけた木がたくさん生い茂り、いつもの見慣れた風景に胸をなで下ろしております。

しかしながら、栗の収穫作業は栗を一つ一ついがから取り出すため、体にとっても負担のかかる作業で、高齢の方が離農してしまう要因の一つになっていると考えられます。そのような作業負担を軽減するべく開発された栗収穫機に、かなり大きな期待を寄せられます。これまで数多く栗拾い作業を軽減するための機械化を試してみたようですが、今日までなかなか実用化には至らなかったと伺っております。今年5月の大型連休前に機械の販売が発表され、新聞やテレビでも取り上げられ、多くの生産者の方が関心を持っておられるようです。

その中、笠間市では、いち早く補正予算を組み、今まさに栗の最盛期を迎え、栗拾い機が大いに役立っていることと思われれます。そこで質問させていただきます。

小項目①現状についてお伺いいたします。

○議長(大関久義君) 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 12番田村議員の質問についてお答えします。

現状についてでございますが、栗の収穫作業の中で、中腰で行う、熟練者になると1日100キロ程度の量を収穫するということですので、肉体的な負担はとても大きなものであるということは承知しております。

そのような状況の中、栗収穫機と栗いがむき機の販売が発表され、作業負担軽減を図るため、本年第2回定例会において320万円の補正予算措置をしております。当該予算を活用し、栗収穫機等導入支援事業を整備し、栗収穫機及び栗いがむき機の購入に係る経費の2分の1以内の金額かつ交付上限を64万円として、生産者の支援をまさに行っているところでございます。また、補助金交付対象者を選定し、法人2件、個人3件の計5件に交付決定をいたしました。当該交付者にありましては機械の納品も順調に進んでおり、導入した方からは平坦地における収穫時間が短縮できるなど、効果があるということを伺っているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 栗収穫機に関する補助事業については分かりましたが、栗を生産する方々の栗収穫機に対する受け止めやニーズなどはどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 受け止めやニーズについてでございますが、本年4月27日に茨城県農業総合センターの実験圃場において栗収穫機及び栗いがむき機の実演会が行われ、収穫時期に向けた機械の販売が発表されたところでございます。その後、新聞やテレビなどで機械が紹介され、市の担当窓口にお問合せや補助の要望が約20件ほど寄せられました。

先ほどの答弁にあるように、補正予算により栗収穫機等導入支援事業を整備し公募したところ、7件の生産者の申請がされたところでございます。

○議長（大関久義君） 田村泰之君。

○12番（田村泰之君） 現状については分かりました。

次に、小項目②来年度も継続するのかについて、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 来年度の事業継続についてでございますが、今回、栗収穫機等導入支援事業を活用し機械を導入された方々を対象に、操作性や実用性・有用性などの聞き取りを行った上で、令和6年度の当初予算へ計上するかどうかの判断をしてみたいと考えております。

また、栗拾い機の導入に当たって、茨城県からは県の補助事業を活用できる旨の案内があったところでございます。しかしながら、県事業につきましては要件が3戸以上の営農集団や団体名義の口座の開設が必要と、個人で購入を希望する方には不向きな側面がある

ことから、生産者が取り組みやすい県補助事業となるように働きかけを行っていきたくないと考えております。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 来年の予算計上への考え方については分かりました。

茨城県が開発に関わっていて県の補助金が整備されているのであれば、要件見直しを要望してはいかがでしょうか。

○議長(大関久義君) 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長(礒山浩行君) これから本格的な栗のシーズンとなり、茨城県と連携したPR事業なども多数実施していくこととなっております。首都圏に向けたマスメディアを活用した広報戦略や販売戦略に関し、県の支援をいただいているところでございますので、今後は生産者への支援の点についても積極的に意見交換をして、笠間の栗の生産量増大に向けた茨城県の後押しについての話し合いを進めていきたくないと考えております。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 分かりました。生産者を支援するために、積極的な取組を期待します。

次に、小項目③機械の展示会等について、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長(礒山浩行君) 機械の展示会についてでございますが、茨城県農業総合センターにおいて県が主催する実演会が、昨年度及び今年度に各1回ずつ、合計2回行われました。また、本年8月29日には、JA常陸笠間地区栗部会の夏期研修会において実演会が開催されたところでございます。

御意見を伺うと、多くの方々は、興味は大いにあるものの新たに開発された機械に対しての実用性に確信が持てないという声も聞いております。今シーズンの収穫時期を経て、機械を導入された生産者の方々から様々な御意見が寄せられるものと考えられ、市としては、このような御意見を、茨城県を通じて農機具メーカーにフィードバックを行っていきたくないと考えております。

また、JAの生産部会など関係機関が実施する栗収穫期の研修会などにも参加しまして、茨城県に対して生産者に有意義な展示会や実演会の開催などを働きかけていきたくないと考えているところでございます。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 分かりました。

JAの栗生産部会や県のほか、民間の農機具販売店を活用するなどして、より多くの生産者の方々に対して効果的に情報を周知できるような対策も検討いただき、生産者にとって有益な展示会や実演会が実施されるよう期待しまして、小項目④今後の展望について、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長(礒山浩行君) 今後の展望でございますが、一部繰り返しの答弁となっております。

まずは、今年度機械を導入された生産者の方々から操作性や実用性に関する様々な御意見を抽出するとともに、既に収穫する際、生粟に傷がついてしまうことがあることから、農機具メーカーへ機械の改良を促し、生産者にとってさらに実用的な機械に改良されることを期待しております。また、機械の使用のみに頼ることではなく、副業制度などにより、人材を活用した従来の手作業による収穫との併用を模索するなどの仕組みづくりを考えているところでございます。

今後におきましても、必要に応じて市独自の取組を検討し、粟産地として発展するよう努めていきたいと考えているところでございます。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 分かりました。日本一の粟産地、関東、茨城、笠間市がより一層注目を浴びるように期待をしております。また、長谷川議員や村上議員の質問があったように、農業担い手不足や耕作放棄地、遊休農地改善にあつては笠間市民の農業に対する支援策はとても充実しておりますが、私的にはフィーチャー的に土地株方式を考えてはいるかと思いますが、まだ調査中なので、土地株方式については機会があれば質問させていただきます。

次に、大項目2に移ります。大項目2、笠間市立小中学校・義務教育学校の適正規模、適正配置計画について。

平成25年4月に策定した笠間市立小中学校適正配置実施計画の実施から、10年以上が経過した。この間、少子化、人口減少に歯止めはかからず、本市における今年度の小学1年生では小学校11校のうち、6校で1クラスしかない単学級となっている状況である。

この適正配置実施計画の中で、1学年1学級という単学級を有する学校が増えると、その影響は学校における教育や生活、学校運営など、様々な面に及ぶと懸念されており、例えば単学級の場合、男女比の偏りや運動会・文化祭等の集団活動、班活動やグループ分けに制約を生じるため、クラス替えができる一定の集団規模が確保されていることが望ましいといった理由から、学校の適正規模適正配置の基本的方針が示されている。

また、適正配置実施計画における適正規模とは、クラス替えが可能となる1学年当たり複数学級であり、1学級当たりの子どもの数を小学校で平均24人程度、中学校で平均30人程度としているが、少子化がさらに進む中、1学年当たり複数学級の実現については現実的には大変難しく、単学級となっている学校があるのが現状である。子どもたちは集団生活の中で、自らたくましさや優しさを育み、競い合い、励まし合いなどから、様々な体験を日々積み重ねていく。同時に、豊かな人間関係を築きながら、社会に出ていくために生きる力を身につけるべき環境の構築は、学校教育に託された責務であると考えている。

そこで、小項目①次期計画の策定に向けた笠間市の進捗状況は。当該実施計画の将来の予測が令和6年までとなっているため、実施計画の策定に向けた笠間市の取組状況について、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 12番田村議員の御質問にお答えをいたします。

進捗状況についてでございますが、教育委員会では子どもたちが最適な学習環境で学べるように、各学校の児童生徒数や教員数などを調査分析をしてございます。また、これからの児童生徒数の変化や望ましい児童生徒数の在り方など、国や県の教育に関する動きを見まして、それを次の計画に反映させるための準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 今の答弁を受け、実施計画の将来の予測が令和6年までとなっているため、スピード感を持って取り組んでいただきたい。

次に、小項目②現状での課題についてとして、そして次期計画の策定に向けて具体的な課題を把握することは、より効果的な計画立案につながると考えている。現在の笠間市はどのような課題があるか、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 現状の課題についてでございますが、児童生徒数が減ってきているため学級数が基準を下回ることや、少人数のクラスでどのように質の高い教育を提供するかが課題となっております。また、学校施設が古くなってきているため、これをどのように改修していくか、そして現在の教育水準をこれからも保ち、さらに向上させていくことも課題であると考えてございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 現状の課題を確認したようだが、子どもを持つ親はもちろんのこと、市民も注視しており、教育環境の向上や子どもたちの成長に向けた適切な処置が取られることを期待したい。

次に、小項目③今後の見通しについて。次期計画の策定に向けて笠間市の今後について、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) 今後の見通しについての御質問でございますが、10年前の適正配置実施計画策定時の6,454人に比しまして、児童生徒数は約16%減少し、現在の児童生徒数が5,187人、これが10年後には約33%減の約3,480人になると予測しております。このような社会情勢の変化を踏まえ、計画を見直す時期に来ていると考えております。今後、教育委員会として学校の適正規模や適正配置に対する基本的な考え方をまとめ、必要に応

じて検討組織を設置するなど、よりよい教育環境の構築や教育の質の向上に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。また、その中で、市内全域を対象とする通学区の見直しや、市内どこからでも通学でき魅力ある教育活動が可能となる特認校制度なども含め、総合的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) さて、茨城県教育委員会の去年12月時点での発表では、令和4年度だけでも学校の統廃合が常陸太田市ほか5市で行われ、16校が廃校をするなりして減少している。

ただ、今の答弁では市内全域を対象とする通学区の見直しなど検討していくとの話だが、例えば学校統廃合という方向性が示され、既存の学校が閉校となった場合、跡地の利活用に向けた考えはどのようですか、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 教育部長堀江正勝君。

○教育部長(堀江正勝君) お答えをいたします。

学校につきましては、単に子どもたちの教育の場だけではなく、地域コミュニティーの拠点としての役割もございます。そのため、学校の統廃合については、地域の意見を尊重しながら慎重に議論を進めるべきだと考えております。また、学校が閉校になった場合の跡地の利活用につきましても、地域の意見を十分踏まえた上で、教育委員会だけでなく、市全体で検討を進めるべきだと考えております。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 地域のコミュニティーの核とした学校を残し、これを基本方針として立てていただきたいと。既存の学校が閉校になった場合には跡地の利活用をして、地域ににぎわいを創出するなど、地域の意見を踏まえ、体育館とも連携して進めていただきたいと思います。

次に、大項目3に移ります。大項目3、プラスチックごみ問題について質問いたします。

現在、プラスチックごみ問題については、人類が共通して取り組むべき課題として、世界的な関心が高まっております。私の見解では、プラスチックごみが問題となっている理由は、大きく分けて二つあると考えます。一つ目は、海洋にプラスチックごみが流出することによる生態系への影響、二つ目は、プラスチックごみを焼却することにより地球温暖化への影響、以上2点あります。

このプラスチックごみ焼却問題は世界各国の取組が必要であり、オゾン層、オゾンホールができる原因はフロン、ハロン等であり、フロンは高度40キロメートルから50キロメートル、成層圏辺りで強い紫外線によって分解され、塩素ラジカル(C1<sub>2</sub>)等が放出され、オゾンホールができるとされている。1980年レベルまで回復するのは、世界の多くの地域

で2040年頃まで、そして南極では2066年頃になると予測している。国内法で、2020年でフロン類の一種のフロンガス、R22冷媒のHFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などが、モントリオール議定書に基づき2020年に生産終了しているはずですが、2022年4月1日より改正されたフロン抑制法が施行された経緯があります。そこで、プラスチックごみ問題に絞って質問させていただきます。

笠間市が制限している「プラスチックごみゼロ宣言」におきましても、この問題に対し解決に向けて不断の取組を行うと表明していることから、今回の一般質問では海洋プラスチックごみの流出防止とプラスチックごみの焼却抑制に対し、笠間市がこれまで取り組んできたことは何か、また今後さらに取り組むべきことは何か、明らかにしたいと考えております。

そこで、小項目①海洋プラスチック問題への対策について。

海洋プラスチックが生態系に影響を及ぼしていることについて、近年、様々な調査研究により報告されております。ここで思い起こすべき過去の教訓は、かつて公害問題の原因の一つになったPCB（ポリ塩化ビフェニル）でございます。PCBは優れた素材として使用されておりましたが、強い毒性が人体に悪影響を及ぼすことが分かり、1974年に生産・使用が禁止されましたが、PCBが使用された変圧器などの製品については、現在でも安全な処理に向けた行政の対応が続けられている状況であります。

私は海洋プラスチック問題も、人類が出したプラスチックごみが10年後、20年後に回り回って、人類自身に大きな健康被害をもたらす可能性があると考えております。笠間市は海に接してはいませんが、海洋プラスチックの多くは河川を通じて海に流れ込むことから、何かしら対策が必要であると考えます。

海洋プラスチックの発生を抑えるために市が行ってきた対策について、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 12番田村議員の御質問にお答えします。

海洋プラスチック問題の対策についての御質問でございますが、海洋プラスチック問題とは、世界全体で毎年数百万トンのプラスチックが海洋に流出し、生態系に影響を及ぼしているものであり、これに対し本市が行うべき対策としましては、市民や事業者のプラスチック問題に関する啓発と、ポイ捨てや不法投棄されたプラスチックごみが、先ほど議員がおっしゃられるように、河川を通じて海へ流れ込むことがないように可能な限り早期に回収することであると考えております。

市民や事業者への啓発としましては、市の公式ホームページやSNSの広報に加え、環境省が運営する「プラスチック・スマート」キャンペーンサイトへの本市の取組の内容の掲載や、子ども向け環境人形劇の上演、事業者向けセミナー及び意見交換会の開催など、幅広く施策を展開しております。

また、プラスチックを含めた不法投棄物の回収につきましては、シルバー人材センターへの業務委託及び会計年度任用職員の清掃作業員2名によります市内全域を巡回しながら道路上にポイ捨てされたごみを回収しているほか、警察官OB2名の会計年度任用職員による不法投棄パトロール、市民協働の取組として環境団体によるノーポイキャンペーンやクリーン作戦を実施しておりまして、令和2年度から令和4年度までの3か年の平均ですが、プラスチックを含めたポイ捨て、不法投棄ごみを年間約43トン回収しているところでございます。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) ポイ捨てされたプラスチックごみを河川に流出させない取組はよく分かりましたが、海洋プラスチック問題ではポリエステルなど合成繊維の衣料品を洗濯する際に出るマイクロプラスチックも原因となっております。

笠間市では合成繊維の衣料から出るマイクロプラスチックについて、流出防止の実施は行っていますか、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) マイクロプラスチックについての流出防止策の施策というところでございます。

直径5ミリメートル以下の細かい破片となったプラスチック、いわゆるマイクロプラスチックにつきましては、御質問ありますとおり、合成繊維でできた衣料品を洗濯する際に発生した繊維くずが河川を通じて海洋まで流出していることも原因の一つともいわれております。これに対しまして、環境省では市民ができる流出防止の取組としまして、繊維くずが放出されにくい目の細かい洗濯ネットの使用や洗濯機フィルターの小まめな清掃などを呼びかけております。市でも、ホームページなどを通じまして市民に広報しているところでございます。今後も普及啓発に関しましては継続して実施するとともに、充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 周知のほどよろしくお願いたします。海洋プラスチック問題については、自分の市町村に海がある、ないには関係なく、人類共通の課題として各人ができることから取り組む必要があります。分かりやすく言いますと、天に唾を吐けば自分の顔にかかります。海洋プラスチックに関しては、自分の口に戻るということではないでしょうか。これは一言で言うと、還著於本人ということだと私は思っております。

次に、小項目②プラスチックごみ問題に係る現在までの経緯について、質問させていただきます。

笠間市は今から3年前の2020年に「プラスチックごみゼロ宣言」を表明しましたが、これは県内自治体に先駆けての宣言で、全国的にも早い取組であったかと思えます。笠間市がプラスチックごみゼロ宣言を表明するに至った経緯と、これまで行ってきた取組について

てお伺いいたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) プラスチックごみ問題に係る現在までの経緯ということ  
でよろしかったでしょうか。

プラスチックは安価で優れた特性を持つことから社会のあらゆる面で利用され、多くの  
利便性と恩恵をもたらしてきた反面、不適切な処理により世界全体で年間数百万トンを超  
える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されておりまして、このまま  
では、2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測され  
るなど、地球規模での環境汚染が懸念されておるところでございます。また、日本はプラ  
スチック製使い捨て容器の1人当たりの排出量が世界で2番目に多いとの指摘や、アジア  
を中心とした諸外国のプラスチックごみの輸入が規制されている状況などを受けまして、  
さらなるプラスチックごみの排出抑制とリユース、リサイクルの推進が求められておりま  
す。

このような中、本市においても2020年7月にプラスチックごみゼロ宣言を表明いたしま  
して、プラスチックごみ削減に向けた取組を継続的に実施していくとの宣言内容に基づき、  
市役所におけるワンウェイプラスチックの削減、指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック  
の導入、収集したペットボトルの水平リサイクル等、様々な施策を進めてまいりました。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 早い対応で、本当に大変だと思います。全くそのとおりだと私  
は今現在思います。

次に、小項目③市が現在行っているプラスチックごみ収集について、質問させていた  
きます。

冒頭に私が挙げたプラスチックごみの問題の二つ目、プラスチックごみを焼却すること  
により、地球温暖化について温室効果ガスの発生を抑制するためには、まずは市民や事業  
者が出すプラスチックごみを減らすこと、そして出されたプラスチックごみについては行  
政が分別収集し、可能な限り再利用、再資源化することが必要であると考えます。

そこで、笠間市では現在プラスチックごみについてどのような分別収集を行っているか、  
質問いたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) 市が現在行っているプラスチックごみの分別収集につ  
きましてという御質問でございますが、家庭から排出されるプラスチックのうち、現在本市  
が資源物として収集しリユースまたはリサイクルしているものは、ペットボトル、発泡ト  
レイ及び合成繊維を含めた衣類が挙げられます。ペットボトルにつきましては、市内のリ  
サイクル事業者へ引き渡した後、サントリーグループとの協定に基づきまして、引渡し量  
と同等量以上がペットボトルとして水平リサイクルされております。また、発泡トレイに

つきましては、容器リサイクル法に基づき、公益社団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再びトレイにリサイクルされております。布類につきましては、事業者へ引渡した後、機械類の油を拭き取るウエスとしてのリユースがされております。

なお、各品目の収集量でございますが、令和2年度から令和4年度の3か年の平均で申し上げますと、ペットボトルが約72トン、発泡トレイが987キログラム、布類が約40トンということでございます。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 説明のあったペットボトル、発泡トレイ、衣類について、令和5年4月からごみ処理体制を統一したことで収集量に変化はありましたか、お伺いします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) 先ほど申しましたペットボトル、発泡トレイ、布類についての本年4月からの処理体制の統一したことでの変化という形の御質問でございます。

ペットボトル、発泡トレイ、布類につきましては、本年4月から処理体制に伴いまして、笠間地区においては収集回数が増えたことに加え、地域の集積所に出せるようになったため、収集量が大幅に増加しております。統一後の令和5年4月から7月までの収集量と前年、昨年と同期間の収集量を比較しますと、ペットボトルは約8.9%の増、発泡トレイは575%の増、5.75倍になります、布類は636%の増、6.36倍となっております。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) 資源物の回収量が増加していることは、大変喜ばしいことでもあります。しかし、プラスチックは非常に多くの用途で使われており、その多くは現在可燃ごみとして焼却されております。

例えば、食品の容器などに使用されているPP(ポリプロピレン)やフィルムに使用されているPE(ポリエチレン)などのプラスチックも、焼却ではなく、発泡トレイのように資源物として分別回収することはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) ポリプロピレンやポリエチレンなどのプラスチックも資源物としての分別回収できないかという御質問でございますが、現在本市が資源物として収集している発泡トレイは、容器リサイクル法に基づきまして、プラスチック容器包装に分類されております。プラスチック容器包装の中でも発泡トレイは素材が単一で、マテリアルリサイクルが容易であるため、本市ではプラスチック容器包装のうち、発泡トレイのみを資源物として収集し、それ以外のもの、例えば食品の容器包装やペットボトルのキャップ、議員がおっしゃられるようなポリプロピレンやポリエチレン、そういったプラスチックにつきましては可燃ごみとして焼却しておるのが実情でございます。

これらの状況に関しまして、私ども笠間市としましては、令和2年7月のプラスチック

ごみゼロ宣言の表明や、令和4年4月のプラスチック資源循環法の施行を踏まえまして、プラスチック容器包装全般を含めた使用済みプラスチック製品の一括回収につきまして、収集に対するコストもそうですが、分別に御協力してくださる市民への負担、再商品化事業者の確保などの課題がございまして、それらの課題解決に向けての調査研究等を現在進めているところでございます。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) なかなか難しい問題なので、ぜひプラスチック分別収集の導入を積極的に進めていただきたいと思います。

プラスチックごみ問題は人類共通の課題であります。その解決には、行政はもちろん、事業者、そして市民一人一人の小さな取組が不可欠であると考えております。現在、温暖化といわれますが、地球の軌道、ましてや地球の自転を考えると、ミランコビッチ・サイクルなどいろいろな計算がありますが、今大型スーパーコンピューターでも分からないと聞いております。これを追求して今、言葉に出すと流言飛語が飛び交うので、控えさせてもらいます。

元に戻りますが、プラスチックごみ問題の解決に向けて、今後も継続的な施策の取組を期待し、今回の一般質問を終了したいと思いましたが、河原井議員のワードが今頭によぎったので、通告外ですが、市長に大項目③をお伺いしてよろしいですか、議長。

○議長(大関久義君) ③というのは。

○12番(田村泰之君) 大項目3、プラスチックごみについてを市長にお伺いしたいということです。よろしいですか。

○議長(大関久義君) はい。

○12番(田村泰之君) 市長、総括でよろしく申し上げます。大項目3、プラスチックごみでよろしくお願ひいたします。

○議長(大関久義君) 市長山口伸樹君。

○市長(山口伸樹君) プラスチックごみの問題についてでございますが、いろいろな取組は先ほど部長のほうからあったとおりでございます。

温暖化対策というのは地球規模で取り組まなければならないということで、各国、日本でも国、県、我々自治体、さらには民間企業等が積極的な取組をしております。その中で温暖化対策の原因の一つであるというのが、いわゆるプラスチックごみでございます。製造過程や燃やす過程でCO<sub>2</sub>を排出するというのが原因であります。

そういう観点から、市ではプラスチックごみゼロ宣言を、先ほどから出ていますように、2020年に宣言をして、様々な取組を現在行っているところでございます。今後も、今の取組で全てよしということでは当然ございません。1自治体で市民、事業者の協力の下、取り組むということはまだあるかと思っておりますので、そういう取組をしながら、また分別収集の徹底とか、そういうものに取り組みながら、温暖化対策の自治体の役割を果た

していきたいと思っております。

以上です。

○議長(大関久義君) 田村泰之君。

○12番(田村泰之君) ありがとうございます。これはすぐ結果は出ないので、粛々と、小さなことからこつこつという形で進めていってもらいたいと思います。これでオゾンホールも小さくなっているということは、私はお聞きしています。

これで、議席番号12番市政会の田村泰之の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長(大関久義君) 12番田村泰之君の質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前 11時48分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長(大関久義君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、14番石井 栄君の発言を許可いたします。

石井 栄君。

[14番 石井 栄君登壇]

○14番(石井 栄君) 14番日本共産党の石井 栄でございます。議長から許可を受けまして、一問一答方式で質問をいたします。これに先立って、パネルの掲示を許可していただきたいと思うんですが。

○議長(大関久義君) 許可いたします。

○14番(石井 栄君) ありがとうございます。それでは質問いたします。

コロナ禍からの再スタート2年目、陶炎祭が昨年を上回る参加者で今年もにぎやかに開催されました。

大項目1番、観光の振興と公園の整備。

小項目①2023年陶炎祭の開催状況の概要と課題について、お伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長(大関久義君) 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長(礒山浩行君) 14番石井議員の質問にお答えします。

2023年陶炎祭の開催状況と課題という御質問でございますが、陶炎祭につきましては、笠間焼協同組合主催の下、毎年4月29日から5月5日の7日間、笠間芸術の森公園イベント広場において開催をしております。陶炎祭の開催に当たり、前年同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、国及び県の指針を参考に入場ゲートの設置、検温、消毒などの対策を講じた上で、入場料500円を徴収し、開催したところでございます。

2023年の陶炎祭におきましては、前年の出店者数214、来場者数7万8,901名と比較して、

出店者数が218、来場者数が8万5,461人となり、来場者数については6,560人の増となっております。内容につきましては、笠間焼の展示販売、作家による手作りの飲食店、笠間焼250周年企画・笠間長石展、小学生土面フェスティバルに加え、新型コロナウイルスのため中止していた野点及び夜まつりを復活するなど、充実したものとなりました。

市の取組につきましては、課題である会場周辺への道路渋滞及び駐車場の確保については、イベント看板を多数設置することで交通渋滞や違法駐車防止などの対策を実施、また、開催期間中はシャトルバスの運行、警備員の適正配置などの対策を行っているところでございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) ゴールデンウィークには、特色あるイベントが県内外で多数開催されています。笠間市の陶炎祭を選んで市内外から多くのお客様が来場されましたが、ただいま出されました課題を解決していくことは、今後の陶炎祭が持続的発展を遂げるためにも、今後さらに検討を深めていただきたいと思います。

課題の中の一つ、トイレの渋滞がございました。中でも、女性用トイレの前での長い行列は、何とか解決したいものです。陶炎祭の終了後に、陶炎祭の関係者から女性用トイレの改善、中でも洋式トイレの数を増やすことができないでしょうかという要望をお聞きしました。

小項目②芸術の森公園のトイレの現状と改修の予定についてですが、まず、公園内のトイレの数、さらに男女別のトイレの数、女性用トイレの中の和式・洋式便器の数がそれぞれ幾つありますか。また、それらの改修についてはどのようなになるのか、お伺いをいたします。

○議長(大関久義君) 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長(関根主税君) 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

笠間芸術の森公園のトイレに関する御質問でございますが、笠間芸術の森公園は、平成4年に開園した県営の都市公園でございます。笠間市が、開園当初より指定管理者として管理をしているところでございます。また、施設の整備や大規模な修繕等につきましては、基本的に県が整備を行うことになっております。

公園内のトイレの現状についてでございますが、屋外に6か所設置されておまして、設置場所は、北ゲート近くの北駐車場、南ゲート近くの南駐車場、東ゲート近くの東駐車場、イベント広場の北側、水辺の広場、あそびの柱に設置しております。それぞれの内訳についてでございますが、男性用の小便器が25基、和式が7基、洋式が4基、女性用が和式16基、洋式11基となり、車椅子対応の多機能トイレが各1か所の6基となっております。また、利用者が増加する陶炎祭等の大規模イベント時には、主催者が仮設トイレを設置して対応しているところでございます。

続きまして、改修の予定についてでございますが、大規模イベントの開催時におきまし

て、先ほど議員御案内のように、女子の洋式トイレに利用者が集中しまして混雑が生じているとの声がございまして、既にイベントの主催者からそういう要望は上がっているところでございます。そのような中から、市といたしましては既に県とトイレの改修に向けた協議を進めており、利用頻度の高い女子トイレの洋式化から県におきまして改修工事を行うことになっております。

以上です。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) ただいま御答弁をお聞きしまして、朗報だというふうに感じました。お手洗いの改善は来場者の好印象につながりまして、市民、関係者の声を聞いて取り組んでいただいたことで、県が改修に向かうということになったというお話を聞きまして、要望をお伝えした1人として私もうれしく思っております。早期の改善を期待しております。

次に、大項目2番に移ります。生活ゴミの回収について質問をいたします。

小項目①家庭ごみの集積所の設置基準の現状について、お聞きをいたします。よろしくお願いたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) 14番石井議員の御質問にお答えします。

家庭ごみの集積所の設置基準の現状はとの御質問でございますが、本市では、市民がごみや資源物を排出する際の利便性の確保や地域の集積所の利用促進を図ることを目的としまして、ごみ及び資源の集積所の設置及び管理に関する要綱を令和4年3月1日から施行しております。

集積所を新たに設置する際の基準については、本要綱の第4条に規定しておりまして、1か所当たりの使用世帯数がおおむね5世帯以上であること、所定の間口及び奥行きが確保されていること、ごみ及び資源の飛散防止及び不法投棄防止の対策を講ずることを基準としておりますが、使用世帯数につきましては、集積所を設置しようとする場所、またはその周辺の状況、その他の事情を考慮した場合において特別な理由があると認められるとき、もしくは集積所を設置しようとする場所までの最短の経路200メートル以内に集積所が存在しない場合にはこの限りではないとのただし書を設けており、地域の実情を考慮する内容としてございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) ただいまの御答弁によりますと、5軒に1か所という基準で集積所が設置されているというお話でしたけれども、以前の設置基準は10軒に1か所でありましたから、5軒に1か所設置ということで改善がされており、従前より現在は利便性が向上したものというふうに思います。

そこで、小項目②基準の適正化と、利便性向上に関してです。

日常生活の中で、毎日発生するごみの処理は大変ですけれども、大切な課題です。しかし、人口密度がかなり低い地域、場所によっては、これがなかなか大変な所があります。例えば3軒のお宅が少し離れた場所にあり、5軒に1か所という規定に合わない所では、遠くまでごみを運ばなければならない所があります。特に車を持たない世帯では、歩いてごみを持ち運ぶか、近所の人をお願いするしかありません。暑い日や寒い日、高齢者には特に御苦労なのではないでしょうか。こういうことは町場に住んでいる方々にはなかなか気づかないことでありますが、住民から聞いた中では、約400メートル離れた所に運んでいるという所もあるというお話を聞きました。ただいまの御答弁では、200メートル以内にごみ集積所がないなど、特別の事情があるときには新たな対応の可能性があるというふうに受け止めました。

その住民の利便性の向上のためにはどのような対応を具体的にすれば改善につながっていくのか、お願いをいたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) まず最初に、先ほどの説明した内容について再度整理させていただきたいと思います。議員、先ほど集積所の設置をする場合、10軒とか、新しくは5軒とかとあったと思います。私どもの要綱上、従来は10軒以上、新しい要件は5軒以上という形での利用世帯の基準を設けておまして、5軒未満であったとしてもその事情に応じて設置を認めるという形で、現在は整理させていただいているところでございます。

基準の適正化と、利便性向上についてというような御質問をいただいております。現在本市では、市内全域で約2,800か所の集積所からごみ及び資源物を収集しております。

集積所の設置基準につきましては、市民の利便性を確保しながらも、生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集を完了する必要があることから、一定の基準を設けているものでございます。また、ごみ処理体制の統一に伴いまして、笠間地区の資源物については、収集回数が増えたことに加え、地域の集積所に出せるようになったほか、ごみ集積ボックス設置補助金も拡充するなど、地域の集積所の利便性向上と利用促進が図られると認識しております。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) 日常生活において、現実になかなか不便な状況がある所もありますので、ただいまの説明によって事情がある場合に幾つかの可能性があるということですが、その辺に期待をしております。

この辺については、今読み上げた御答弁がありましたことから、市民としてはどういう対応を具体的にすればいいんでしょうか。そういう住民の方の動きです。どのような手続とか説明とか、どういうことで改善につながっていくんでしょうか。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) ただいまの質問の内容を確認させていただきますと、ご

み集積所を新たに設置する場合に、市民の方が行政に対してどのような手続をすればよろしいかという御質問でございましょうか。

○14番（石井 栄君） はい、そうですね。

○環境推進部長（小里貴樹君） そうしますと、ごみの集積所を新たに設置するという部分については、私ども大原則上、区長からの申請を考えてございまして、地域の中で困っている、集積所の利用についてまず困っている場合には、やはりそれらの状況に応じて、区長、班長なんかに相談していただきながら、新たな設置場所、多分設置する際にはその地域の方々の一部土地を利用させていただいて、ごみ集積所を設置していただくものだと思います。

また、設置するものについては、地域で管理していただくということですから、その辺をきちんと地域の中で御理解いただいた上で、市役所の窓口のほうにお越しいただくことが必要と存じます。そちらの中で様々な状況をお伺いさせていただき、必要により私ども職員が現場確認等を行いながら、新たな集積所の設置に向けての調整を行ってまいります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 市民の皆さんの利便性が向上できるように、関係者の御尽力を今後ともよろしくお願いします。

次に、大項目3に移ります。新型コロナウイルス感染症は5月8日、感染症法上の位置づけが2類から5類に変更になり、行政の対応も変化がありました。そして現在は、多くの問題を抱えながら、コロナ感染症は第9波に入り、そのさなかにあるといわれております。

大項目3、新型コロナウイルス感染症から命と健康を守るために。

小項目①感染者拡大、治療・入院の現状について、お伺いをいたします。まず、1医療機関の感染者数の変遷、入院者数の変遷を全国、県の数字でお示してください。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

感染拡大、治療、入院の現状でございしますが、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、感染症患者数は、医療機関等の届出による毎日の全数把握から、県内120か所の医療機関における週1回の定点把握に変更となりました。これに伴いまして、県内及び全国の発生状況は週に1回公表される仕組みとなっております。

そのため、県内の感染状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。9月7日発表の県内の感染者数は、定点当たりで27.74人と前の週の26.80人と比べまして微増、また、重症、中等症Ⅱの入院患者数は128人で、前の週113人から15人の増となっております。全国的にも5類以降、感染症の患者数、入院患者数とも緩やかな増加傾向で推移をしている状況でございます。

なお、治療に関しましては、5類移行前の受診は発熱外来などに限定されておりましたが、5類移行後は広く一般的な医療機関で対応可能となっております。現在、電話相談も含めまして市内36医療機関で対応していただいている状況でございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) 今、御答弁がありましたように、2類から5類に変化してから週1回の報告と定点当たりの報告という状況に変わりました。大変今までよりは感染状況が分かりづらくなってきたというふうに改めて感じましたけれども、定点当たりの感染者数が前週よりも少し増えていると、報告者数も少し増加している。さらに、入院者数も増えていると。その中の重症者数の県の調査を見ますと、9月5日の時点で重症者が14人ですが、その前の週は重症者13人ということですから、重症者も1人増えているのかなということで、だんだん状況が9波のさなかにあると、現在の厚生労働大臣も述べているように、感染が広がっているということを感じたところでは。

次に、罹患後症状に関して、小項目②に移ります。罹患後症状、これは一般には後遺症に関することですので、これについてお伺いをいたします。

県が罹患後症状に関する2022年4月アンケート調査の結果では、4万424人に依頼をし、2,441名の回答者約50%の1,222名に後遺症の症状が見られ、せきや倦怠感や頭痛、記憶障害、脱毛などの後遺症で苦しんでいる人が罹患後症状として経験しているということでしたけれども、今回の9波で感染状況の中ではどんな傾向を示しておられるのか、把握されていることがあればお答えをいただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 罹患後の症状に関してでございますが、WHO世界保健機関では、罹患後症状といたしましては、新型コロナウイルスに罹患した人に見られ、少なくとも2か月以上持続しほかの疾患による症状として説明がつかないもの、通常は発症から3か月たった時点で見られるという定義をしております。症状の主なものといたしましては、せき、倦怠感、頭痛、喀たん、味覚障害、抑鬱、睡眠障害などがございます。

茨城県で令和4年9月に実施をいたしました新型コロナウイルス感染症の後遺症に関するアンケート、こちらについて結果をお答えさせていただきます。罹患後の症状で、主にせきが41%、倦怠感が39%の順に多く見られました。そして、味覚障害、抑鬱、睡眠障害、嗅覚障害などの約1割の方がこの症状が見られたということでございます。罹患後の症状が長く続く場合には、まず、かかりつけ医等に御相談していただくことにはなりますが、茨城県では県医師会と連携し、罹患後症状外来実施医療機関を設置しております。市内では5か所の医療機関が対応している状況でございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) ただいま御答弁がありましたように、罹患後症状ということで苦しんでいる患者、たくさんいるということが改めて分かりました。最近の状況を見てみ

ますと、軽症や無症状だった人も含めて長期の後遺症に苦しむ患者が増えているというふうにいわれております。新型コロナは2類から5類に変更され、それに伴い、医療的支援措置が緩和、実際は後退されようとしています。市民の命と健康を守る上で、取り組まなければならない課題がたくさんあるのではないかなというふうに思います。

それで、小項目③感染者への支援。新型コロナ治療薬の公的負担や入院費負担軽減措置に関してに移ります。

感染者への支援として、新型コロナ治療薬のラゲブリオ、パキロピッドなどの経口抗ウイルス薬の公費負担ですけれども、9月30日までは保険適用後に残る自己負担金は公費で負担されますけれども、公費適用がなくなれば処方1回当たり最大3万円を超える窓口負担が発生する3割負担と、こういうことがいわれておりますが、9月30日で公費負担がなくなったときに、現実にはどのような負担増になるのでしょうか。いろいろなパターンがあるかと思えますけれども、その例を示して御答弁いただければと思います。10月1日以降どのようになるか、不安になっている方も少なくないと思います。よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年3月に外来や入院に関する国の公費支援の見直しが行われました。

議員も先ほど述べられておりましたけれども、5類移行後は、外来や入院に関する医療費等が自己負担となりましたが、新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費の全額公費負担や入院費につきましては、高額療養費算定基準額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする公費支援が令和5年9月末まで行える予定となっております。これらの支援の今後の取扱いにつきましては、まだ国の最終決定には至っておりませんが、治療薬に関しましては9,000円を基本に患者の自己負担とすること、入院に関しましては公費支援を1万円程度とする案が現在調整されている状況でございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) 今9,000円を基本にというようなお話もありました。国の支援策がなくなれば、かなりの負担増になることが予想され、その支援策がかなり低下することによっても、経済的負担から服用を断念する人が出る、このようなことが心配されます。このようなことがないようにしなければならないと思います。

これは国の方針でありますけれども、市として国や県への働きかけと同時に、万が一、国の支援策がなくなる、あるいは大幅に低下したとすれば、市としての支援が必要だというふうに思います。これについてはどのようにお考えになるのでしょうか、お願いをいたします。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 8月末日時点で、新型コロナ治療薬の公費負担や入院

費負担軽減措置に関しましては、全国知事会において医療費等の自己負担軽減の期限延長及び財源確保についての要望を行っております。

市といたしましては、この治療薬の独自の助成というようなことにつきましては、検討はしておりません。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) マスコミの報道でも全国知事会の会長が、厚生労働省でしたっけ、継続をというような趣旨の要望をしたという報道に接したことがございます。今後どうなるか分かりませんが、これ、全国知事会の要請というのは非常に重いものがあると思いますので、国は受け止めて継続してくれればいいんですけども、そうならない場合、公的支援の廃止や後退があれば困る人が出てきますので、市として対応をぜひ考えていただいて、これに困る市民に対する支援などを考えていただければいいと思います。さらに、まだ決定はされてないようですので、今からの働きかけというのも大事なことだと思いますので、その辺の要望も、全国知事会の会長の話にとどまらず、さらに市のほうからもしていただきたいというふうに思うと同時に、市としての対応もぜひ考えていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は軽くなったなどの過小評価や、それとは逆の過大評価、こういうものはあまり役に立たないと思うんです。大事なことは、医学的に正しく対応することが大切だと思います。

次に、小項目④感染防止対策についてに移ってまいります。ワクチンの接種に関して、今後の予定なんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 新型コロナウイルスワクチン接種の令和5年度の接種体制につきましては、現在、5月8日から9月19日までを期間とする令和5年春開始接種を実施しております。対象者は重症化リスクの高い65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等で、8月末現在の接種者数は約1万6,700人、65歳以上の方の接種率は約6割となっております。また、今月20日から、初回接種を完了した生後6か月以上の方全員を対象とした、令和5年秋接種を開始いたします。

接種を希望される方が円滑に接種を受けられるよう、個別接種と集団接種での体制を構築し、接種業務を進めている状況でございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) ありがとうございます。お伺いしますと、ワクチン接種の希望者が少しずつ減っているのではないかというお話もありますので、これは大切な予防策だと思いますので、減っている原因をよく調査していただいて、広報をしっかりといただくことが大切だと思います。

せっかくこういう機会が持たれるわけですので、この機会を生かすようにすることが大

切だと思うんですけれども、これについてはどのような周知の方法をこれから取ろうとなさいますか。よろしく申し上げます。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 接種者、対象者につきましては、接種券等を個別に送付させていただきます。また、ホームページ、それから広報等についても周知徹底をしてまいりたいと思っております。

私どもといたしましては、接種する方、希望される方です、強制ではないので、御希望される方が円滑に接種ができる、その体制づくりにつきましては、現在業務を進めている状況でございますし、今後も対応してまいりたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) 接種しない人の理由などをお聞きする機会もあるんですけれども、接種によって体調を崩す心配があるというふうに考えている方も少なくないと、そのようなことも聞いておりますので、やはりそういう接種後の体調の変化などについても、正確に問合せに対して答えていただいたり、それから広報でもそのようなことを正確に出していくということは、接種率の向上に役に立つことじゃないかと思いますが、その辺について再度お伺いしたいんですが、いかがですか。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 例えば保健センター、それから相談センターのほうにお問合せがあった場合には丁寧に御対応させていただきたいと思っておりますし、県のワクチン接種後の相談医療機関に対しても周知をしてまいりたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) それでは、そのような点で丁寧に対応していただけるものと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではさらに、④に関してなんですけれども、第9波になって、まだピークアウトをしてないというふうにいわれておりますので、これからの予防対策というのも非常に大事だと思います。新型コロナ対策というものに限定しないでも、感染症に対する常日頃の予防ポイントというのは何か、主要なポイントを挙げていただきたいと思うんです。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 基本的な感染症の対策といたしましては、手洗い、換気、それからマスクの着用ということで、新型コロナウイルス感染症に関しましては、今場面に応じたマスクの着用ということを推奨されております。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) かなりコロナ感染者数が増えているというのが、身近なところからも感じるものがたくさんあります。やはり、マスクの着用については、富岳というス

ーパソコンコンピューターの実験検証によってもマスクの効果は結構あるということが実証されておりますので、やはりこういう感染の局面になったときに、少しマスクの着用についてはもっと積極的に効用を示していくことが必要なのではないかなど、このように思います。今後の感染拡大が心配されておりますので、感染防止策を現状に沿って積極的に立案していただいて、市民の皆さんの健康を守るためにさらなる御尽力をお願いをいたしまして、次に大項目4番に移ってまいります。

大項目4番、脱炭素政策の現況と課題。

小項目①脱炭素を目指す全国・市の現況と国連IPCCの提言に関してですけれども、最初に、2010年、2013年、2020年の国及び市のCO<sub>2</sub>排出量について、お伺いをいたします。お願いをいたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹。

○環境推進部長(小里貴樹君) 14番石井議員の御質問にお答えします。

脱炭素を目指す全国・市の状況と国連のIPCCの提言との御質問でございます。全国と市の状況については、2010年、2013年、直近のデータを問うという形での御質問だと思います。全国及び本市の状況につきましては、環境省が公表している自治体排出量カルテに基づき御説明させていただきます。

まず、全国のCO<sub>2</sub>排出量は、気候変動に関する政府間パネルIPCCが基準としている2010年に約11億300万トン、国が基準としている2013年で約12億3,000万トンと排出量のピークにそちらを足しまして、最新の公表データである2020年では約9億3,300万トンと減少しており、2013年との比較でCO<sub>2</sub>排出量は約2億9,800万トン、24.2%の減となっております。

本市の状況につきましては、2010年が約75万6,000トン、2013年に約82万3,000トンと増加しますが、その後、全国の排出量と同様に減少傾向で推移しまして、2020年は約60万9,000トン、2013年度との比較で約21万4,000トン、26%の削減となっております。

なお、IPCCの提言についてでございますが、2018年に公表されました「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、2030年までに2010年比で45%削減し、2050年頃にはカーボンニュートラルにする必要があると提言されております。

また、本年3月に公表された「統合報告書」では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起してきたことは疑う余地はないとされまして、1850年から1900年を基準とした世界の平均気温は、2011年から2020年に1.1℃の温暖化に達したと。また、温暖化を1.5℃、または2℃に抑制し得るかは、主にCO<sub>2</sub>排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量とこの10年間の温室効果排出削減の水準によって決まることなどが報告されております。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、地球温暖化対策推進法が1998年に施行されました。法の施行からと、また2021年に笠間市のカーボンニュートラル宣言が出されました。

2021年でしたか、それ以降の市による事業の成果についてお伺いをいたします。CO<sub>2</sub>の削減量でお示しいただくことができますか。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行後と、カーボンニュートラル宣言以降の市の事業の成果との御質問でございますが、法施行後の本市における代表的な取組としまして、住宅用太陽光パネルの設置に関する補助事業を2010年度から2015年度にかけて801件実施しております。この取組について、環境省の脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルに基づき削減したCO<sub>2</sub>排出量を計算いたしますと、約2,029トンのCO<sub>2</sub>が削減されたこととなります。

2021年4月の宣言後の代表的な取組としまして、住宅や入居型福祉施設に対する太陽光発電蓄電システムの設置に対する補助事業を実施しておりまして、太陽光発電システムによる2022年度、令和4年度のCO<sub>2</sub>排出削減量を同様に算出いたしますと約558トンの削減効果となります。そのほか、レンタサイクル、シェアサイクルの実施、グリーンスローモビリティの実証実験、環境意識の醸成を目的とした講演会、市内小学校及び義務教育学校における環境教育なども実施しております。また、今年度におきましては、省エネ家電の買い替え促進事業や高効率給湯器の設置に対する補助事業なども実施しております。

なお、笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画に基づく市役所内での取組は、令和3年度の排出量につきましては約3,800トンとなっております。計画の基準年であります2016年と比較しますと、0.3%の削減にとどまっている状況でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、地球温暖化対策推進法以降の取組で2,029トンのCO<sub>2</sub>の削減につながったと。それから、市カーボンニュートラル宣言以降のCO<sub>2</sub>の削減量は住宅等の施策で558トンの削減になって、そのほか各種の取組はしたという御答弁だったかなというふうに思います。

それでは、小項目③、市の公共施設です。市が持つ公共施設、それから市全体に対する今後の施策について、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市有の公共施設、市全体に関する今後の施策についてとの御質問でございますが、公共施設における温室効果ガス排出量削減の取組といたしまして、第4期笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画に基づき、実施しております。この計画は、温室効果ガスの排出量を2030年度までに、2013年度比で約26%削減することを目標としております。この目標は市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減目標51%とし、事務事業以外での一般廃棄物の焼却や下水道等の処理により排出される温室効果ガ

スの削減目標も加えた全体の目標として定めたものでございます。

目標達成の具体的な取組としましては、太陽光パネル、蓄電池の導入などの公共施設の創エネ、断熱性の向上のための改修やネット・ゼロ・エネルギー・ビル化などの省エネ、計画的な電動車の導入、職員の省エネ、節電行動の推進などを図ってまいります。

また、市全体に関する今後の取組につきましては、本市の社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定めます地球温暖化対策率先実行計画の、笠間市全体の区域施策編を策定中でございます。市内全域でカーボンニュートラルを早期に実現するための施策を盛り込んだ計画となるように、検討を進めているところでございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) ただいまの御答弁によりますと、市が持っている公共施設に対する施策は開始されて進められていると。それと同時に、市全体に対する今後の施策については、しっかり役割を果たせるように今策定中であるというようなお話であったかというふうに思います。

これは、今年度中に策定する予定だということによろしいですか。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長(小里貴樹君) そのとおりでございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) それでは、皆様の御手元にある資料を御覧いただきたいというふうに思います。

そこに幾つかデータが出ていると思うんですけども、ここで2020年度のCO<sub>2</sub>排出量の笠間市の分野別構成比、それから排出量のデータがありますので、これを御覧いただきますと、2020年度、令和2年排出量が60万9,000トン。そして、その内訳は、産業部門が26万9,000トンで44%、家庭部門が10万トンで16%、そのような数値になっております。分野別の排出量で最も多いのは産業部門でありまして、次に運輸部門です。ここをどのようにして削減につなげるかが鍵だと考えます。

市の計画策定に関して重要なことは、気候変動に関する「政府間パネル(IPCC)統合報告書」、2023年、今年3月に発表された記者会見に寄せるグテーレス国連事務総長のビデオメッセージで述べられた観点が重要なというふうに思います。この中ではたくさん言われておりますけれども、この200年間の地球温暖化は、ほぼ全てが人類によって引き起こされたものである。過去半世紀の気温上昇率は、2000年間で最も高い。二酸化炭素の濃度は、少なくとも200万年間で最高である。本日のIPCC報告書は、人類が生き残るためのガイドであると。気温上昇を1.5℃に抑えることは可能であると。2050年までに世界の排出量正味ゼロを達成するために、締約国が自国の排出量正味ゼロの期限を早める措置を直ちに取ること、先進国の指導者は2040年にできるだけ近い時期に排出量正味ゼロの

実現を約束しなければなりませんと、このようなことがるる述べられております。非常に危機的な状況になっているということを指摘しておりました。

ちなみに、日本は先進国に当たるわけですから、カーボンニュートラルの目標年は2040年になるのではないかと思います。笠間市のカーボンニュートラルは県内では進んだものでありますけれども、国連IPCCから見れば、10年早く達成していただきたいという強い要請かと思えます。

御存じかと思うんですが、プリンストン大学の眞鍋淑郎博士は、研究により次の点を解明いたしました。地面に垂直の鉛直方向の温度構造を明らかにする次元放射対流平行モデルをつくり、大気の構造を再現することに成功して、地上から10キロメートルまでの対流圏においては上空ほど気温が下がり、高度10キロから20キロメートルの成層圏低層においては気温がほぼ一定となり、高度20キロから50キロにおいては高度が高いほど気温が上昇するというこのモデルは、実際の測定値にほぼ合致するものであること。もう一つ、このモデルを使って温室効果ガスの役割をシミュレーションする研究に取り組み、1967年に大気中の二酸化炭素濃度が2倍になると地表付近の気温が2.36℃上昇すること、2分の1になると2.28℃低下することを示しました。これは、世界で最初の地球温暖化の数値計算であり、地球温暖化を予測したものであり、これらの研究により、2021年ノーベル物理学賞を受賞しました。

地球温暖化は確実に進行しており、それを止めることは地球的課題です。もちろん、笠間市が一つだけ取り組んでもできるものではありません。多くの国、自治体が取り組まなければならない課題でもありますし、同時に笠間市も取り組まなければ、この課題は達成できません。懐疑的な議論が一部にあることは承知していますが、温暖化は確実に進んでいるとの認識は、各国の研究で明らかになってきました。世界の最先端の科学的成果に基づいて到達した知見を集積した国連IPCCの報告書は、世界の英知の結晶とも言えるものとされております。ぜひ意欲的な、そして子どもたちにも誇れる計画をつくって、これが実行できるようにしていただきたいと思えます。しっかりした計画ができるのを楽しみにしております。次に、開発行為に伴う市による完了検査が年内に予定されている飯田地区太陽光発電所について移ります。

小項目④飯田地区太陽光発電所について、お伺いします。これについては、伺ったことを確認したいというふうに思えます。

市有地の事業地面積は約27ヘクタール、市有地の森林面積約27ヘクタールで、うち伐採面積は約14ヘクタール、市有地の契約期間2021年1月22日から2050年3月31日、地代金、賃借料が1,739万5,690円／毎年、契約保証金が契約締結時に5,000万円を納付し、翌年以降2030年までに毎年500万円を納付し、総額1億円を納付する、これでいいでしょうか。

○議長(大関久義君) 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長(後藤弘樹君) 事業概要につきましては、そのとおりでございます。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) それでは、事業者は合同会社NRE32ーインベストメント、事業地は笠間市飯田1251ほか、事業地面積は105ヘクタール、うち市有地27ヘクタール、民有地約78ヘクタール、森林伐採面積約5ヘクタール、設備は3万5,000キロワット/毎時、これでよろしいでしょうか。

○議長(大関久義君) 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長(関根主税君) ただいまの伐採面積につきましては55ヘクタールとなっております、それ以外は間違いはございません。

以上です。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) それでは、発電の許可は国の権限だと伺っていますけれども、発電は現在されているのでしょうか。されてないとすれば、いつからでしょうか。

○議長(大関久義君) 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長(関根主税君) 発電につきましては国の権限でございますが、令和4年9月の下旬頃より開始していると聞いてございます。

以上です。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) それでは、市有地の地上権設定契約によると、契約期間は30年で、契約期間満了日2050年3月31日までというふうになっております。原状に復帰するという事は森林に戻すことを意味しますが、いつまで発電して、森林に戻す原状復帰への作業はいつから始まるんですか。2050年3月31日までに原状復帰で市に返還するとなれば、契約期間満了の直前に運転を中止して山林に戻す作業をしても、期限までに原状復帰はできません。

いつまでに運転を中止して、原状復帰への作業はいつから始まるのか、これが契約上の義務なのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長(大関久義君) 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長(後藤弘樹君) 公有財産地上権の契約書につきましては、地上権の存続期間は、財務規則によりまして30年で契約をしております。

原状回復についてでございますが、契約の第16条によりまして、期間満了や契約解除により地上権が消滅したときは、笠間市が指定した期日までに事業者が地上権によって所有する太陽光設備を撤去し、原状回復の上、笠間市に返還するとされております。

○議長(大関久義君) 石井 栄君。

○14番(石井 栄君) それでは、市有地以外の民有地を開発した区域について、市有地と一体で開発された開発開始の経過から見ても、市有地と同じ規定によって運転を終了し、市有地と同じように現状復帰になるものと受け止めるのが一般的な受け止めではない

かと考えますが、市はどのように捉え、どのように対応しますか、お伺いします。簡潔にお願いします。

○議長(大関久義君) 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長(礪山浩行君) そもそも、事業者と土地の所有者の民々での契約のお話となると考えておりますが、土地所有者の間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光事業発電終了後、原状回復等をする旨を盛り込むことを事業者に指導しているところでごさいます、その中におきまして、開発の許可申請の中では、おのこの地権者の意向に基づき復旧する旨予定であるという記載があるので、原状回復されるものと考えております。

○議長(大関久義君) 時間です。

○14番(石井 栄君) 分かりました。それでは、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(大関久義君) 14番石井 栄君の質問を終わります。

ここで14時15分まで休憩いたします。

午後2時01分休憩

---

午後3時15分再開

○議長(大関久義君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、18番石松俊雄君の発言を許可いたします。

石松俊雄君。

[18番 石松俊雄君登壇]

○18番(石松俊雄君) 18番市政会の石松です。さきの通告に従いまして、一問一答式で質問をいたします。

平成30年12月に、国の水道法が改正をされております。これはT P P法関連法で、海外資本に日本の水市場を売り渡すものになるのではないかとということが心配されまして、国会でも議論になりました。

もとより、水道事業は自治体の固有事業ではありますが、現在は独立採算制の企業会計になっております。したがって、水道料金収入で水道事業の人件費や施設費、修繕費などを賄っていかなければなりません。ところが、人口減少とともに水需要が減少し水道料金収入が減る一方で、老朽管の更新や耐震化などにかかる費用が増加するという、全国の水道事業は大変厳しい現状にあります。それらに対処するために、水道法の改正の中で、都道府県に対し令和4年度末までに広域連携推進計画をつくるように指示が出されています。

それを受けて、茨城県では令和4年2月に水道ビジョンがつけられ、さらに茨城県広域連携推進方針が今年3月に策定をされております。その方針によりますと、30年後の2050年度をめどに県内の水道事業を一元化するという、さらに当面の10年間で県北、県中

央、鹿行、県南西の四つの広域圏ごとに共同発注や、県の水道供給事業と市町村の水道事業の経営を一元化するという事も書かれております。それらの県の方針に対して笠間市としてはどのように対応されるのか、そのことについてお聞きするのが、1問目の質問の内容であります。

まず、令和2年3月に改定されました笠間市水道事業経営戦略に基づきまして、水道事業会計と工業用水道事業会計がありますけれども、水道会計に絞って順を追ってお尋ねをいたします。令和4年度決算を見ますと、経常収支は黒字で収支比率は約113%ですから、経営状態は健全であると言えます。ただ、経営戦略の中では、類似団体に比べて給水原価が高いこと、有収率が低いことが指摘をされております。さらに、有形固定資産減価償却率が類似団体よりも高いことから、残存資産の更新が進んでいない状況にあること、管路更新率も低いことについても指摘をされております。

そこでお伺いいたします。これまで経営健全化の努力、民間委託や水道料金徴収率アップに取り組まれてきたかと思えます。しかし、令和2年度と令和4年度の決算結果を比べても、例えば供給単価と給水単価の差額14.83円が、14.47円と僅かしか縮まっておりません。有収率も令和2年度81.5%が82.1%と、0.6%しか改善をしておりません。経営健全化に向けてこれまでどういう取組が行われてきたのか、また、これからどう取り組まれていくのか、その成果が具体的に分かるように御説明をお願いいたします。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) 18番石松議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、これまでの経営健全化の努力、取組でございますが、業務の効率化及び職員人件費等の削減を目的に、平成26年度より水道の開始や中止の受付、またメーター検針、料金収納業務、滞納整理などの業務を民間会社に委託をする業務を始めております。また、平成29年度からは水道施設の巡回による点検、給水装置工事の申請の受付、また検査業務、水質検査業務などの委託内容を拡大をいたしました。さらに、令和4年度からは指定給水装置工事事業者の指定や更新、こちらの申請の受付業務、また自家用電気工作物保守点検業務等の委託内容を拡大しております。

これにより、民間委託前の平成25年度に16名在籍しておりました水道課職員が、現在は6名減の10名となっております。このほか、民間委託によりまして、水道の使用の際の手続の迅速化、維持管理における技術職員の不足が補えるなど、業務の効率化も図られております。

次に、水道料金の徴収率につきまして、民間委託前の平成25年度では現年度分の徴収率95.9%であったところ、令和4年度におきましては98.6%と、2.7%向上しております。また、過年度分の徴収率、いわゆる滞納整理分でございますけれども、こちらにつきましても、平成25年度27.6%であったところ、令和4年度におきましては35.6%と、8%向上しておる状況でございます。

また、今年度からでございますが、水道料金負担の公平性を確保するため、連絡が取れないなどの滞納者に対しまして未収金回収業務を弁護士事務所に委託し、徴収率の向上を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 例えば16名が10名に職員の数がなったとか、そういう具体的な話は、決算や予算の委員会の中、説明の中でお聞きしているので、具体的なものは分かるんです。徴収率も例えば95.7%が98.6%に改善している、これも報告を聞いて分かるんですけども、先ほど質問で申し上げましたが、例えば給水供給単価と給水単価が14.83円が14.47円でしょ、それから有収率も81.5%が82.1%、僅か0.6%しか改善してないんです、この3年間で。

これでこのまま今やっているような民間委託化だとか、料金徴収率のアップだとか続けていくと、もっと経営は改善していくというふうに理解していいんでしょうか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) 確かに、有収率等につきましては81.5%から82.1%ということで、それほどの伸びがない実情でございます。ただ、こちらはこの後に御質問いただくかと思いますが、やはり老朽管の更新工事のほうが進捗がまだ進んでおらないということで、なかなかこちらのほうの率が上がっていかないというのが実情でございます。

ただ経営的には、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、黒字の経営が続いておりますので、今後もそれは推移していくものと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 今の説明を聞くと、収入は上がっているけれども、要する施設整備です、老朽管対策とか、そちらのほうにまだ支出がたくさんあるんだというふうに言われたように理解をしたんですが、次の項目に進みたいと思います。

耐用年数40年を迎える管路が令和8年度から増え始めて、令和16年度がピークになるだろうという見通しが、経営戦略の中には示されております。しかし、耐用年数どおりに更新することは、今ほど部長が言われたように、財政的に困難があるということで、漏水が多発している箇所だとか、軟弱地盤で地震等の影響を受けやすい箇所に優先順位をつけて更新をしていく、いわゆるアセットマネジメントを取り入れて進めていくというふうになっていますし、そのように進められているかと理解しております。

そこで、管路網だけじゃなくて、漏水対策や老朽管の更新、施設の耐震化がこの令和2年から令和4年にかけてどれくらい進んだのか、簡潔に御説明いただけますでしょうか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) お答えいたします。

初めに、漏水対策の現状でございますが、令和4年度の実績では市内全域で108件の漏

水が発生しております。このうち、水道本管の漏水が24件、そのほかは各家庭への引込管、給水管の漏水84件でございます。漏水発生時には通報を受けまして、水道課職員が現地を確認した後に笠間市管工事組合へ復旧工事を依頼しまして、速やかに復旧できる体制を整えております。ただ、課題といたしましては、漏水は未然に把握することができないということで、未然に防ぐことができない点などが挙げられます。

次に、老朽管の現状でございますが、市内には水道管の耐用年数であります40年を経過しました水道管が、布設時期が不明なものも含めまして、令和4年度末時点におきまして、水道台帳上でございますが、約118キロあるとなっております。これらを一気に更新することは、先ほど申しましたとおり、財政的に困難でございますので、布設時期が不明なもの、それから漏水の多い箇所、特に古いビニール管等の箇所を優先して、令和3年度から更新工事を実施しております。令和2年度までは石綿セメント管、こちらも老朽管ではございますけれども、そちらの事業を令和2年度まで実施しております、令和3年度から老朽管の工事をスタートさせております。令和3年、令和4年の2か年間で、約3.2キロの更新工事を実施してきたところでございます。

次に、施設の耐震化でございますけれども、水道施設、浄水場や配水地、水をためておく配水地につきましては、耐震化が必要な施設としまして、宍戸浄水場、吉岡浄水場2か所の浄水場のほか、市内3か所の配水地が挙げられております。このうち、宍戸浄水場につきましては、現在建て替え工事を実施しておりますので、完成後は耐震性が満たされることとなります。吉岡浄水場につきましては、建て替えを含めた今後の在り方について現在検討を進めているところでございます。このほかの配水地3か所につきましては、耐震化が進んでいないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 具体的にいろいろ御説明をいただいたんですけども、私が知りたいのは、いわゆるアセットマネジメントを取り入れているわけですから、今年は高くて来年は安い、その次が高いとか、そういうことにならないように令和11年まで平準化して施設設備費にお金が投資できるようにというのが、いわゆるアセットマネジメントの方法だと思いますけれども、そういう方法を取っているわけですけども、今後、令和11年度まで見通して、今年、前年度、その前のこの3年間の施設に関する、設備投資に関する、それから施設の改善に関する支出というのは変わらないというふうに理解をしてもよろしいのでしょうか。その辺の見通しをお聞きしたいのです。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) 施設の更新につきましては、経営戦略の中で施設の更新計画を立ててございます。その中で計画どおり進んでいないものもございまして、例えば井戸の新設等につきましては、まだ未着手のものもございまして、計画どおり更新

事業についてはおおむね進んでいるものと思っております。

ただ、その建設費用につきましては、やはり当初の予定額、経営戦略で示しました予定額、こちらよりも高額になっている状況でございますので、留保資金等を充当しながら進めているところでございます。ただ、まだまだ、先ほど議員からおっしゃられたように、支出につきまして企業債を活用して平準化をした中で整備を進めていきますので、今後も状況が悪化するというふうには考えてない状況でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 今ほどの部長の説明を聞くと、アセットマネジメントを取り入れているけれども、建設費が上がっていくという状況を説明されたわけですが、次の項目に関連しますので、次の項目に移ります。

令和4年度の水道事業会計決算の総収益は約17億円で、前年度に比べて約300万円増加をしております。それに対して、総費用は約15億円で、前年に比べてこちらのほうは3,000万円以上増えています。減価償却費は減っておりますけれども、原水及び浄水費、具体的には動力費になると思います、業務費、こちらは委託料になりますけれども、これらの増加によるものが原因であります。1億9,000万円の純利益を上げておりますけれども、昨年と比べて約2,900万円減っております。

コロナ禍やウクライナ戦争による原油価格、物価高騰の影響かというふうに考えられますけれども、この水道事業運営に関して原油や物価の高騰が具体的にどういう影響を及ぼしているのか、併せてそれらに対する具体的な対策はどのように考えられているのか、お聞きをします。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) お答えをいたします。

初めに、事業運営への影響でございますが、水道施設の稼働、運転ですけれども、ほとんどが電力で賄われておりますので、原油価格の高騰による電気料金の高騰は、水道事業経営に影響が出ているところでございます。具体的には電気代につきまして、令和3年度と令和4年度を比較しますと約30%、金額にして約2,600万円ほど増加している状況でございます。また、水道管の更新や補修等に必要となる資材も高騰しておりますので、こちらも昨年度と比較すると約30%ぐらい増加している状況でございます。併せて、人件費につきましても、県の労務単価におきまして昨年度と比較すると約10%増加している状況でございます。

これらの対策でございますが、水道施設の運転に要する費用につきましては、水道水の水質を低下させないよう、また安心安全な水を安定して供給するためには経費節減に限界があることや、電気代に関しまして言えば浄水場など24時間運転しなければならないという状況でございますので、省エネ等有効な対策を講じることができていないのが実情でございます。

現在、更新、建て替えを行っております宍戸浄水場をはじめ、新たな機器導入の際には、エネルギー効率向上に十分考慮しながら、運転管理の効率化による経費節減に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 今の部長の答弁の中で、経費節減には限界があるというところが大変気になるんですけども、次の項目に質問を移らせていただきます。

経営戦略の財政計画は、中央工業団地への企業立地が進むので、令和11年度までは給水収益は増加するというふうに見込まれています。さらに、民間への業務委託内容の拡充だとか、浄水場の更新による自己水源の配水量を増やして県水受水費の削減、いわゆるこれ県から買う水を減らすということですけども、そういう経費抑制を前提に毎年1億6,000万円ほどの純利益が出るだろうと推計をされています。ここが気になるところです。

今ほど部長には経費節減には限界があるというふうに言われたんですけども、そういう中で、経営戦略には毎年純利益が上がるから当面資金不足に陥ることはないだろうという推計をされているわけですけども、この財政計画が、今ほど申し上げました、原油・物価高騰があってもほぼ変わらないというふうに理解してもいいのか、今ほど部長が非常に厳しい現状について御説明をされましたけれども、この財政計画については見直す必要があるのか、その辺について、今後の状況についてお伺いをいたします。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) お答えをいたします。

初めに、収益的収支でございますが、こちら単年度の水道事業経営に伴って発生する収入とその支出費用になります。水道料金につきましては、給水人口は年々減少しているものの、茨城中央工業団地笠間地区への企業立地や友部地区におきまして住宅地分譲が多く行われている現状などから、給水戸数は増加している状況でございます。このことから、今後も水道料金収入は微増する見込みでございます。経常収支比率100%以上を維持していけるものと考えております。

次に、資本的収支でございますが、主に建設改良に要する費用となります。収入につきましては主に施設整備費に充当する企業債また国庫補助金等で、支出につきましては施設の建設費となります。新たな施設整備に要する費用につきましては、企業債を充当しまして、長期にわたって償還する方式としております。現在は、宍戸浄水場の建て替えなど多額の施設整備費が必要となっておりますが、過去に充当した企業債が順次、償還年限を迎えることもございますので、一時的に支出は増加いたしますが徐々に減少していくものと推定をしております。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 収益的収支と資本的収支に分けて説明をされたんですけれども、私が伺いたいのは、経営戦略の中に書かれております財政計画です、見通しです。令和11年度まで出ていますけれども、これは変わるんですか、変わらないんですかということなんですけれども、そこについてもっと明快に御答弁いただけませんか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） 経営戦略につきましては令和2年3月に改定をいたしまして、令和2年度から令和11年度までの10年間の計画期間としております。

今年度で策定から4年目を迎えるわけですが、近年の物価上昇等の社会情勢の変化、また増大する水道施設の更新費等への対応策が必要になってございます。ちょうど折り返しのときでございますので、経営戦略のほうの見直しというものも考えていかなければならない時期になってきているものと思っております。ただ、この後御質問あるかと思いますが、県を中心とする広域連携の動向もございますので、こちらを踏まえながら、適切な時期に見直しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 適切な時期に見直しをするとおっしゃっているので、見直ししてみないと、私がこれからお聞きすることをお聞きしても答えが返ってこないかもしれないんですけれども、私ども利用者が一番問題に思うのは、安全安心な水をちゃんと供給していただきたい、そういう体制を維持していただきたいのが一つです。

もう一つは、やはり水道料金なんです。これが値上げされるのか、されないのかというのが、住民が一番気になる場所なんです。経営戦略を見ますと、今後の水需要の動向などを踏まえた上で、原価の配分や施設の高度化、物価上昇など、資産の再投資に備えて減価償却費だけでは回収し切れない費用を資産維持費として盛り込むなど、基本料金の水量や従量料金の逡増度について料金水準と体系の在り方を慎重に検討していきます、こういう関わり方をされているんです。上げるかもしれないし、上げないかもしれないよと、簡単に言うとそういう書き方なんですけれども、ただ、経営戦略に書かれている財政見直しを見ますと、私は水道料金を値上げする必要はないと思うんです。

大きな変化がない限り必要性はないと思うんですが、この辺の水道料金の見通しというのは今、御答弁いただけますか。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長（友部邦男君） お答えをいたします。

水道料金につきましては、平成17年度の合併時は旧3市町の料金体系を継承いたしましたが、順次、統合を進めまして、令和元年度に笠間市全域の料金体系を統一して現在に至っております。

現在の笠間市水道事業の経営状況を見ますと、経常収支率100%を超えております。地

方公営企業の原則である独立採算制が維持できておる状況でございます。この状況は、先ほど収益的収支の今後の見通しの中でも述べさせていただいたとおり、今後も維持できるものと考えておりますので、現状では水道料金の値上げは考えておりません。

しかしながら、今後もこの物価上昇等の社会情勢が変化、変わっていく状況等を含めますと、近い将来、値上げを含めた水道料金の改定の可能性、ゼロではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 経営戦略どおりに財政計画が進んでいくのであれば、値上げは必要ないというふうに理解をしたいと思います。次の項目に移らせていただきます。

広域連携のたたき台となる茨城県広域連携推進方針ができて、それを基に開かれます検討調整会議への参加意向確認が各市町村に発出されたというふうに伺っております。この検討調整会議、笠間市としては参加されるのでしょうか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) こちら検討調整会議のほうでございますが、これから各自治体の経営戦略等の情勢、財政の情勢等を当てはめながら、より具体的なシミュレーションを行いながら協議が行われると聞いてございます。将来の水道事業経営にはやはり県を中心とした広域連携は必要であると考えておりますので、本市としてもこの会議に参加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 参加しないという選択肢も、多分というか、県からは提示をされていると思うんですけども、この検討調整会議では、今ほど少し説明がありました、具体的にはどういうことが議論されるのでしょうか。そしてなぜ笠間市としては参加するという結論に至ったのでしょうか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) 今年度10月に設置が予定されておる広域連携検討調整会議でございますが、この前段といたしまして、令和4年度に研究会と称しまして協議が行われておりました。それに基づきまして、今回、茨城県水道事業広域連携推進方針が今年3月に策定されたところでございます。

令和4年度中に取り決めした事項でございますけれども、まず、広域化の基本的な枠組み、先ほど議員のほうからもおっしゃられたように、県内を四つでなくて、五つの圏域に分けて統合の調整をしていこうということで、そういう具体的な枠組み、それから広域化の形態について経営の一体化、それから管理の一体化、どちらかということで、経営の一体化というのは経営主体は一体化して変わりますけれども、水道料金の統一は当面行わないというような形、それから管理の一体化というのは経営は一体統合しませんけれども、

業務の共同発注、いわゆる料金徴収業務、それから資材等の購入は共同でやりましょうと、そういったものを取り決めしてまいりました。笠間市は県中央広域圏のほうに属しておりまして、経営の一体化の方向で進めるといって形になってございます。

また、今後の広域化に関わる推進方法といたしまして、先ほども申しましたとおり、関係市町村の実情を踏まえた協議、調整を継続的に進め、広域化の推進を図っていくという形になっております。

また、スケジュールにおきましては、令和5年度に広域連携推進方針の調整会議を開催しまして、賛同を得られた市町村の中で令和6年度統合に関する基本協定を締結していきたいというような進め方で今後行われると聞いております。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) ということは、参加をするわけですから、令和6年度統合に向けて県はこの検討調整会議を開くわけですが、笠間はそういう方向でいくというふうに理解していいんですか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) 基本はそのような考えでございますけれども、ただ今後の検討会議の中身によりましては、この会議のほうから途中で抜けるという選択肢も用意されておりますので、調整会議には参加いたしますけれども、今後の動向によりましては継続して参加していくのか、それとも途中で抜けるのか、その辺を決めていきたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 先ほどの部長の答弁の中で、水道料金の統一化をしないで経営の一体化というお言葉がありましたけれども、これは具体的にどういう手法なんですか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) まず、組織、それから施設の維持管理等については、もう一体化をして、今の方向では県の企業局のほうに垂直統合という方向で協議がされておりますので、その部分については一体化しますけれども、例えば料金徴収とかそういったものについてはすぐに統一することは難しいだろうという考えの下に、水道料金の徴収、それからそれぞれのところで給水するには事業認可というのが必要なんです、それは元の個別の事業体のほうで進めていきたいと思います。ただ、30年後にはそれらも統合して、一つの水道事業体としていくというような方向で協議が進められているという形でございます。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) ということは、令和6年にはブロックごとの統一するのか、し

ないのか、統一するときの形態だとか、そういうことがこの検討調整会議で決まっていく、決まっていくというか、枠組みができ上がっていくということだと思えるんですけども、そういう意味でいうと、非常に重要な会議です。ここに参加するというのも重要ですし、検討調整会議の中で議論されていく内容についても重要です。こういうことはなぜ、議会に報告されていないんですか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) 議員おっしゃるとおり、水道という市民生活に欠かせない重要な事業でございます。また、県が主導とはいえ、各自治体間の連携統合に関わることで、非常に重要な事項でございます。今後は節目におきまして、しっかりと御報告、御説明を行ってまいりたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 最後に、1点だけ確認をさせていただきます。参加はするけれども、検討調整会議の内容の議論によっては検討調整会議から抜ける、要するに経営の統一化、一元化に参加をしないという、そういう選択もできるんだという理解でよろしいですか。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

○上下水道部長(友部邦男君) そのとおりでございます。

途中経過、その都度節目におきまして、議会のほうにも御説明をさせていただきまして、その方向性を決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 議会に報告していただけるということですから、私も所管の委員会にいますので、しっかりと議論をしていきたいと思っております。ただ、執行部にお願いをしたいのは、議会をやはり門外漢扱いをしないでいただきたい。きちんと状況については、御説明をいただきたいということを最後にお願いを申し上げまして、次の子どもの貧困対策の質問に移らせていただきます。

令和4年、こども家庭庁が発足をしております。厚生労働省が担当していた妊婦相談や妊産婦の支援、子育て支援、保育所、母子保健、内閣府が担当していた児童手当や子ども食堂、認定こども園、学習支援の場、文科省が担当していたいじめや不登校、そして消費者庁が担当していた子どもの安全から警察庁担当の非行等の問題まで、妊娠前から子どもが18歳を過ぎるまで子どもと家庭の福祉保健、そのほかの支援、子どもの権利権益の擁護等を一元化をして切れ目のない包括的支援を行うための組織が、こども家庭庁であります。笠間市でも今年度予算で「笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクト」を位置づけるなど、大変子ども政策に関する取組が強化をされております。

この「こども家庭庁」設置の意義について、笠間市としてはどのように捉えているのか、簡単に御説明ください。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 18番石松議員の御質問にお答えをいたします。

国の「こども家庭庁」設置の意義でございますが、子どもと家庭を取り巻く現状として少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、社会全体の根幹を揺るがしかねない有事ともいべき危機的な状況ともいわれております。また、児童虐待や不登校など、子どもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化をしております。

そのような中、こどもまんなか社会へと変えていく司令塔として、子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子どもと家庭の福祉の増進、保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を任務とする新たな行政組織として、こども家庭庁が創設されたと認識しております。

市といたしましては、これまでに、先ほど議員もおっしゃっていましたが、国の各府省庁が別々に行ってきた子どもに関する施策の司令塔が一体化され、こども家庭庁が政策リーダーとなることから、子どもの視点・子育て当事者の視点に立った政策立案が円滑に推進されることを期待するとともに、当市におきましても、少子化対策、子どもの貧困等の課題を含めまして政策課題や隙間事業に対しましても、さらに包括的な支援体制の強化が必要であると捉えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) そのように捉えられるのであれば、次の項目に質問は移りませんが、笠間市でも改めて政策全般を子どもの目線で捉え直して、総合的に政策を推進する体制の構築の必要性を感じるわけですが、笠間市としましては今後どのように子育て支援を拡充していくのか、組織改編等を含む体制の強化についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) 市では、2008年度には子育て支援を重要事務といたしまして位置づけをして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援策を展開しておりますが、改めまして、保育、教育環境、保健・医療・福祉環境、文化スポーツ環境に、それらを支える都市基盤まで全分野が一体となった取組を推進し、今年度「笠間まるごと子育て都市宣言」といたしまして再強化をし、教育、保健・福祉分野の拡充に加えまして、経済的な支援の強化策を展開しております。引き続き、笠間まるごと子育て都市プロジェクトを推進いたしまして、子育て支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、市の組織体制の強化でございますが、今後も、妊娠出産の支援、母子保健、成育医療の充実、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する切れ目のない包括的な支援、子どもの居場所づくり、子どもの貧困対策など、市における少子化対策や子ども・子育て支援等の多岐にわたる施策を、より効果的に推進していくことが重要であると捉えております。そのため、令和6年度の機構改革に向けまして、新規事業及び既存支援事業の拡充、専門

職の配置等も含めまして、新たな組織体制見直しの検討を現在進めているところでございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) その具体的な組織体制の見直しのところなんですけれども、具体的に、子ども政策課、子ども部になるのかどうか分かりませんが、そういう子どもの目線で政策全般を見直して、庁内全体を見渡した政策が展開できるような組織ができるというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長(下条かをる君) まず、現在、令和4年6月に成立いたしました児童福祉法等の一部を改正する法律におきまして、全ての妊産婦、子育て世帯を包括的に相談支援する子ども家庭支援センター、こちらを市町村に令和6年4月から設置することが努力義務と規定されました。それに向けまして、現在、児童福祉、子ども福祉課、それから母子保健です、こちらが健康医療政策課とかになりますが、それぞれに実施している事業を一体化させるということが一つの案となっておりますし、そして子どもの政策、それを立案するような、やはり一本化ということで、こども家庭庁の政策に整合性を合わせたというような、市町村としても司令塔をつくっていかなければならないということで、今後、組織検討委員会を経まして審議をされることとなっております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 議長に申し上げます。次の③の質問なんですけれども、「第2次子ども・子育て支援計画」を「第2期子ども・子育て支援事業計画」に訂正をさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長(大関久義君) 大丈夫です。

○18番(石松俊雄君) すみません、訂正をした上で質問をさせていただきます。

第2期子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和6年度までとなっております。この計画の改定、第3期事業計画は策定されるのでしょうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 18番石松議員の御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、国が示す基本指針に合わせまして5年を1期として策定するものとされており、本市の現行の第2期計画につきましても、令和6年度までを計画期間として子育て世帯の多様なニーズに対応する施策をまとめ、総合的かつ計画的に推進をしております。

子どもの貧困対策を包括的に進めるという視点で申し上げますと、現行計画の中で位置づけている事業を見ますと、独り親世帯に対する自立支援の充実に資する事業の取組など、記載している事業がやや限定的となっております。直近の国民生活基礎調査の結果などから見ましても、独り親世帯に対する支援が重要であることに変わりはありませんが、より

幅広く貧困対策に資する事業を捉えて整理をすることが、次期計画の策定時の課題と考えております。

御質問の第3期計画につきましては、今年度から策定の準備作業に入りますが、従来の事業に加えて、本市独自の貧困対策として新たに開始した事業などを含めまして、改めて市で取り組むべき子どもの貧困対策事業全般を網羅した内容で計画案を作成し、検討してまいりたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 新たな計画がつくられるということ、その中には子どもの貧困対策についても含まれるという、そういうニュアンスの御答弁だったかと思うんですけども、そういう答弁いただいた上で改めて聞くのは大変申し訳ないんですが、令和元年につくられました国の子どもの貧困対策の推進に関する法律、子どもの貧困対策に関する大綱について問題意識を持たれて、今ほど言われたような新たな計画の中には子どもの貧困対策について書き入れるということなんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 結構でございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 新しい事業計画の中に取り入れるということは分かりましたけれども、実は子ども貧困対策についての別立ての計画というのを、これ努力義務というふうに国の法律ではなっているんですが、そういうことはお考えにならないんでしょうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) これは、5番の質問ということでよろしいですか。

○18番(石松俊雄君) すみません、5番目です。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 子どもの貧困対策に関する計画につきましては、これまで市独自の計画は策定されておりましたが、令和5年4月にこども基本法が施行されたことに伴いまして、こども施策に関する新たな計画である市町村こども計画の策定が努力義務化されたことから、市としましては、その中で子どもの貧困対策に関する事項を包含し、一体的な計画として策定する方向で進めております。ただ、このこども計画の全貌がまだきちんと示されていない中で、この貧困計画を別立てにするか、あるいはこのこども計画の中に包含するような形にするかということについては今後議論をさせていただきたいと思いますが、きちんと明確化した形をつくっていくということでございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) こども計画が明確にならないと、どのようにするのかというのははっきりしないということなので、それはそれでよろしいんですけども、子どもの貧困という特別な貧困があるわけじゃなくて、貧困の一側面ですから、保護者を含めた貧困対策を講じていかなければならないということだと思っておりますけれども、ただ、日本では

子どもの6人に1人、独り親家庭では2人に1人が相対的貧困状態にあつて、OECD加盟国34か国の中で9番目に高いという、そういう現実を目を背けるわけにもいかないわけでありませう。

この子ども貧困対策計画を策定するのせ、あるいは、第3期子ども・子育て支援事業計画の中できちんと位置づけていくのせ、そこは別にしましても、改めてそういうものを策定するのであれば、私は子どもの生活実態調査というのが改めて必要になってくるだろとう思うんですけれども、その辺についてはいかがでせうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) これら計画の策定に当たりましては、国が作成いたしました共通の調査項目による様式を活用しまして、子どもの生活実態諸調査をやっていきながら、この調査をやることで全国を対象とした国の調査結果との笠間市の比較ができるということになっておりますので、本市の子どもの貧困の状況を把握して現状や課題、それから子どもの貧困対策の基本的な方針、取り組むべき施策等を効果的に検討していくための材料としていきたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 具体的な調査の中身というのは国のほうがはっきりしてこないと分からないということなんだろうと思うんですけれども、お願いをしたいのは、いわゆるアンケート調査、実態調査だけではなくて、例えば小中学校の先生方だとか、養護教諭の先生、保健師、児童館の職員、ケースワーカー、いわゆる貧困や生活困窮世帯の支援に携わっている皆さんへのヒアリング調査です、そういう方々の意見もちゃんと入れられるような、そういう形を取って進めていただきたいんですけれども、いかがでせうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 大枠のアンケート調査では、特に我々末端の自治体の実態というのは把握できないと認識しております。ですので、広くこの支援に関わる方の意見を酌み取れるような形で実施してまいりたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) ぜひ、そういう形で実施をしていただきたいと思ひます。

それでは、「子ども食堂」への支援についての質問に移ります。

子ども食堂は、11年前に東京都大田区にある気まぐれ八百屋だんだんの店主が、給食以外の食事がバナナ1本という子どもがいるという話を聞いて、八百屋の一角に子ども食堂を開設されたことが始まりだといわれております。その後、子どもの貧困対策から子育て支援、地域づくりと幅広い住民ニーズを受けて、コロナ禍であつても急速に増え続けて、全国でその数は6,000か所以上に上っております。これは、子ども食堂を運営する立場、利用する立場を問わず、双方のニーズが多いということの現れだろうというふう理解をしております。

笠間市でも子ども食堂が開かれております。市内の「子ども食堂」の現状と利用状況について教えてください。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 市内の「子ども食堂」の現状と利用状況でございますが、9月1日現在で子ども食堂を運営する団体は、全部で4団体でございます。地区といたしましては、笠間地区に1団体、友部地区に2団体、岩間地区には1団体ございます。そのうち、岩間地区の団体については、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、活動の一時休止を今しております。

利用状況につきましては、昨年度の実績となりますが、笠間地区で活動する団体は年10回ほど開催し、1回当たり45食の提供、それから友部地区で活動する二つの団体のうち、一つは年20回ほど開催し、1回当たり200食の提供、もう一つの団体は年11回開催し、1回当たり50食程度の提供をしている状況です。

これらの担い手は団体により違いはありますが、10人から20人の市民によるボランティアの方々です。また、そこで提供される食事の食材などの多くは、市民などの寄附によるものでございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) それでは次の項目に移ります。「子ども食堂」への支援は何かあるのでしょうか。その現状について教えてください。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 「子ども食堂」への市の支援の現状ですが、令和3年度につきましては、コロナ交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの食生活の不安や見守りの機会の減少が懸念される中、子どもの居場所づくりの推進を図るものとして、市内で子ども食堂を運営する団体に対し、1団体当たり10万円の補助金を交付しております。令和4年度につきましても、物価高騰の影響緩和を目的に、各団体に対してかかった経費の総額の3割を、10万円を上限として補助金を交付しております。また、笠間市と台湾との交流をする中で、台湾より市へ送られたフルーツ、ナツメについて提供する食事の食材として活用いただくために、団体にお配りをした経緯もございます。

それから、民間でございますが、社会福祉協議会におきまして実施しているフードバンク事業において善意の食材の寄附を送られたときに、そういった機会を活用して、市内の子ども食堂への食材の配布等を行っております。従前からの支援として、年間を通じて子ども食堂から依頼のありましたパンフレットの掲示やイベント等の事業の周知なども行っております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 現状ある子ども食堂に対する支援は分かったんですけども、これから立ち上げようと考えている人だとか、立ち上げたいと思っている人です、そうい

う方々への支援は何かあるのでしょうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 次の質問のお答えともちよつかぶってくる部分あると思うんですけども、市でこれから支援の方法等についていろいろ考えているところがございませぬ。

子ども食堂の運営状況について、新型コロナウイルスの感染症下において、令和2年12月に実施したアンケート、それから先ほど答弁した、コロナ補助金の交付等を通じて把握をしてまいりました、そのニーズです。特に補助金の手続をする過程の中においては、運営をしているそれぞれの代表の方と時間をかけて情報交換をすることができまして、運営側の課題や疑問、悩みなどを直接伺うことができました。

今後、市ではこれらを踏まえて、10月頃をめどに子ども食堂を運営する団体の方が一堂に会して情報の交換や課題の共有ができる協議の場の設置を考えております。それを継続的に運営して、意見交換をしてまいりたいと考えておりますが、その中で、子ども食堂を新たに立ち上げたいというような方がいた場合にはノウハウの共有とか、あとは市の支援とか、そういったこともやっていきたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) すみませぬ、次の項目の多分答弁をおっしゃられたと思うんですけども、現状はこれから立ち上げようと考えている人への支援はないというふうに考えていいですか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 今現在は、そういった相談を受けた形での直接的な支援というのはございませぬ。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 相談の窓口もないということでしょうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 相談の窓口は、私どもで相談をお受けしております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) もう答弁をいただいてしまったんですけども、次の項目に移りたいと思います。

答弁をいただいちゃったんですけども、次の項目は、市として子ども食堂の取組を何とか事業化できないですかという質問であります。ただ、市に、子ども食堂を経営したりとか、運営をしていただきたいということではないんです、私の質問の趣旨は。子ども食堂を支援する人たちやボランティアの掘り起こしだとか、そういう今やっている子ども食堂や、これから子ども食堂をやろうと考えている方々への後押しの事業をしていただきたいということなんです。

子どもの貧困問題は、先ほども申し上げましたけれども、子どもだけではなく、その親への支援が必要なわけであります。経済や医療、精神福祉の面からのサポートも必要ですし、DVだとか虐待などの複雑で繊細な課題も絡み合っている、そういうケースもあるわけです。単に子どもに食事を与えるだけでは、本当の解決とはならないわけです。

しかし、私は子どもの健康、命のために、食の支援はやはりやるべきだと思うんです。食べることの愛情が足りていない子どもたちに、その子どもたちの居場所や大人との関わりができる場所を与えてあげることが必要ではないかということなんです。全国には、子ども食堂、そういうふうに位置づけて支援予算をつくって、去年と今年度は10万円ずつ支援をいただいているようなんですけれども、活動団体を支える仕組みができてきている、仕組みをつくっている自治体が幾つかあります。

笠間市でもそういう仕組みをつくっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 仕組みづくりの一つのきっかけとして、先ほどもちょっと触れましたが、笠間市での協議の場の設置、それから継続的な運営ということで、それを足がかりにしていきたいと考えております。この具体的な取組としては、運営団体の善意による活動の主体性、これは尊重しつつ、活動を持続可能なものとしていくための支援や助言、それから団体間の連携体制づくり、課題解決の取組等を進めてまいりたいと。これを含めまして、子育ての支援施策として、また地域の居場所づくりとして、これをきちんと事業として明確化して、今後策定する計画の中にも位置づけてまいりたいと考えております。

また今、市内4か所ございますが、子どもたちがやはり自分の足で集まりやすい距離感、こういった所に活動を広げていくことが必要であるとも考えておりまして、現在市で行っている地域の居場所づくりの取組の活動として広がりを見せているのが、高齢者サロンの活動がございます。この活動の立ち上げ支援や担い手である地域住民の活動支援、こういったものについては市や社会福祉協議会が関わっておりますけれども、これらの運営手法であるとか担い手確保の仕組み等について、地域の子どもの居場所づくり、こういったものにも活動できないかということについて、市全体として子育て施策に取り組む中で、今協議をしているところでございます。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 現在子ども食堂をやっている団体や方々とのネットワークをつくって、簡単に言えばそういうことから始めていくということなんだろうというふうに伺ったんですけれども、子どもの居場所づくり事業に、私は子ども食堂を入れていくというふうにはしてほしくないんです。

先ほども言いましたけれども、例えば児童相談所がもう手が回らないということで、市町村に子ども家庭総合拠点をつくったということがあって、初日の一般質問もありました

けれども、虐待だとかDVだとか、そういうことが増えている。増えているというよりも、明らかになった数が増えたということだというふうに私は認識をしているんですけども、そういう施設につながる人はいいいんです。よくはないです、DVとか虐待はよくないんですけども、つながる人はいいいんです。

やはり見えないところに、そういう子どもたちがいるということなんです。見えないところが、食を提供する場に子どもが来て、そこで大人と子どもが関わりを持って、そういう事実、実態が発覚をしていって支援につながっていく、そのツールというか、きっかけになるというのが、食を提供する子ども食堂なんです。そういう子ども食堂の位置づけが、改めて全国で見直されている。例えば子ども支援の進んでいる明石市なんかではそういうところに着目をして、小学校区ごとに全部、子ども食堂が配置をされているんですね。いきなり私はそういうことをやれということはいいませんけれども、居場所づくりの中の子ども食堂ということを、きちんとやはり事業化をしていただきたいんです。それを担うのは高齢者であるのか、現役のボランティアであるのか、それは分かりませんが、そういう事業を、きちんと子ども食堂という事業を位置づけて事業化をしてほしいというのが、私の申し上げていることなんです。居場所づくりとしてくくらないでいただきたい。

子ども食堂という、そういうツールをちゃんと事業化する、そういうことをやっていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 改めて、子ども食堂の役割、それから笠間市としての位置づけの在り方というのを今後協議させていただいて、検討していきたいと考えております。

○議長(大関久義君) 石松俊雄君。

○18番(石松俊雄君) 協議をして、事業化も含めて検討するという理解でいいですか。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長(堀内信彦君) 協議の結果、事業化につながるということも可能性としては当然含んでおります。

○18番(石松俊雄君) 可能性ですね。事業化にならないかもしれないということですね。分かりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長(大関久義君) 18番石松俊雄君の質問を終わります。

---

## 散会の宣告

○議長(大関久義君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日15日午前10時に開会いたします。時間厳守の上、御参集願います。

なお、この後、広報委員会が予定されておりますので、委員には出席をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 1 1 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 林 田 美代子

署 名 議 員 田 村 泰 之